

家の中にある不用品処分おまかせ下さい!!

家屋解体もできます



お見積り・相談は無料です!!



産業廃棄物 収集運搬業 和歌山県許可 第3017114215号/和歌山市許可 第7200114215号 産業廃棄物 中間処理業 和歌山県許可 第3027114215号 一般廃棄物処理施設設置許可 和歌山県許可番号 1004号(仮称施設)1005号(圧縮施設) 一般廃棄物収集運搬業 解体工事事業登録番号 和歌山県知事(特-16) 第7-3号



(有) 柏木商店

お気軽にお問合せ下さい。

串本町高富(串本海中公園近く)

電話 **0735-62-0835**

AM8:00からPM5:00(定休日 日曜日) 祝日も営業しています

<http://www.kashiwagi381.com/>

串本町暮らしの便利帳

2021

串本町 × 株式会社サイネックス

串本町

暮らしの便利帳



KUSHIMOTO TOWN GUIDE BOOK

2021

新庁舎完成
記念版

新庁舎が
完成しました!



町の最新防災情報が届きます! ぜひご登録ください!

防災わかやまメール配信サービス [詳細は18ページをご参照ください](#)

気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示などの情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするサービスです。無料で登録できますのでぜひご利用ください。

[登録方法] 携帯電話・スマートフォンのカメラで右記の二次元コードを読み取るか、下記の登録用アドレスを直接入力し、空メールを送信してください。

regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp



日ト友好
キャラクター
まぐトル



| | |
|--------------|----|
| 庁舎案内 | 8 |
| いざというときに | 12 |
| 串本町ガイド | 20 |
| 各種相談 | 32 |
| 届出・手続き・証明 | 33 |
| 税金 | 36 |
| 年金・保険 | 38 |
| 子育て・教育 | 42 |
| 介護・福祉 | 45 |
| 健康・保健 | 55 |
| 住まいと暮らし | 58 |
| 生涯学習・文化・スポーツ | 65 |
| 各課の紹介 | 67 |
| 生活ガイド | 68 |

串本町×株式会社サイネックス

串本町長からの ごあいさつ



串本町長 田嶋 勝正

串本町は紀伊山地を背に潮岬が雄大な太平洋に突き出た本州最南端の町です。吉野熊野国立公園などに指定される美しい自然景観や新鮮な魚介類など、豊かな地域資源を活かした町づくりを進めておりますが、現在、「すさみ串本道路」の整備、国内初の民間ロケット射場の建設など数多くの施設整備が進んでおり、町を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。

この「串本町暮らしの便利帳」は、町の行政サービスや各種手続き、公共施設の利用案内など暮らしに役立つ様々な情報を町民の皆様にお伝えするために発刊しているもので、特産品や観光情報など町の魅力についても数多く紹介しております。

本町での生活を便利で快適にお過ごしいただくために、ぜひご家庭などでお手元に置いてご利用いただくとともに、本誌が皆様の当地に対する愛着や誇りを高めていただくきっかけになることを願っております。

結びに、今回の発刊にあたりご協力いただきました多くの団体・事業所の皆様に心から御礼申し上げます。

串本町のシンボル

町章

町の魚
トビウオ町の鳥
メジロ町の木
キンカン町の花
スイセン



株式会社 小森組

建設業許可 和歌山県知事 第2764号

地域を造る 社会を造る

多様な機械の自社保有 主要材料の自社生産
知識・設備・施工力 ものづくりの一から十までが小森組にはあります



品質方針

株式会社小森組は、「最高の技術力」と「サービス」を最優先とし
顧客の信頼と満足を得られる品質を提供すると共に郷土の発展に貢献いたします。



- 代表者 代表取締役 小森正剛
- 創業 昭和33年 9月 6日
- 資本金 36,000,000円
- 許可業種 土木工事、建築工事、
とび・土工工事、
石工事、鋼構造物工事、
舗装工事、しゅんせつ工事、
塗装工事・防水工事、
水道施設工事
- 職員数 94名



対象範囲：
土木、建築、舗装、
港湾工事の施工

(本社) 串本町串本1925番地

TEL:0735-62-0036 FAX:0735-62-5776

<https://www.komorigumi.co.jp/> E-mail kkkomori@skyblue.ocn.ne.jp

関連施設



アスファルトプラント

串本町高富120
TEL.0735-62-1488

密粒アスファルト
粗粒アスファルト
細粒アスファルト
透水性アスファルト

各種アスファルト合材対応可能



生コンプラント

(新JIS認定工場)

串本町高富120
TEL.0735-62-1335

各種コンクリート対応可能



リサイクルプラント

串本町鬮野川字汐入1054-2
TEL : 0735-62-5301

中間処理(破碎)
処理能力 80t/h

販売: RC-40・30
RM-40
RC-10

(和歌山県認定リサイクル製品)



目次 CONTENTS

〈広告〉

しろあり 予防
駆除

<https://shiroari110ban.com/>
株式会社 エスクリンサービス

見積無料

調査診断お問い合わせは今すぐ、
◆本店 串本町潮岬3494-1
フリーダイヤル **0120-62-4056**
FAX 0735-67-7110
◆事務所 串本町串本2509

日本しろあり対策協会
しろあり防除施工士 登録番号 第9489号
蟻害・腐朽検査士・防除作業監督者 和歌山県白蟻防除業組合員

菓子
潮が支し

串本町串本40-35 (JR串本駅前)
電話 0735-62-5288

串本町長からのごあいさつ 1
ライフサイクルインデックス 6

庁舎案内 8

庁舎について 8
庁舎案内図 10

いざというときに 12

救急 12
火災予防 14
防災 15

串本町ガイド 20

串本町ってこんなまち 20
串本町の豊かな自然と
象徴的な施設 22
守り続けたい、
串本の海と大地の成り立ち 24
串本町のお祭り・イベント 26
最南端のまちから
ロケット最先端のまちへ! 28
串本町のおいしい特産品 30



各種相談 32

人権相談・行政相談 32

届出・手続き・証明 33

住所変更などの届出 33
戸籍の届出 33
印鑑登録の申請 34
各種証明書の交付 35

税金 36

町税 36

年金・保険 38

国民年金 38
国民健康保険 39
後期高齢者医療制度 41

子育て・教育 42

こども園・保育所・
子育て支援サービス 42
子どもについての福祉 43
小・中学校 44

介護・福祉 45

介護保険 45
介護保険で利用できるサービス 46
串本町地域包括支援センター 48
高齢者の福祉 49
障がい者の福祉 50
ひきこもり者支援 53
生活保護制度 53
生活困窮者自立支援制度 53
民生委員・児童委員 54
串本町立和深総合センター 54
その他 54

健康・保健 55

母子の保健 55
成人の保健 57
くしもと町立病院 57

住まいと暮らし 58

ごみ 58
水道 59
墓地 62
消費生活 62
情報公開・行政情報 63
議会 64
農地と農業振興 64

生涯学習・文化・スポーツ 65

串本町図書館 65
スポーツ 65
文化 66
その他生涯学習事業 66

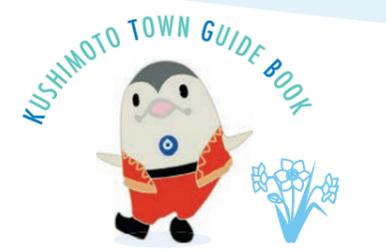
各課の紹介 67

各課及び関連施設一覧 67

生活ガイド 68

串本町医療機関・薬局一覧 68
串本町商工会 69
串本町健康マップ 70
リフォームの基礎知識 72
愛車の健康法 74
葬儀の豆知識 76
串本町のグルメ 78

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



〈広告〉

有限会社 **ダイキ・サービス**
《運送部》
DAIKI・TRANSPORT
一般荷物自動車運送業
全国発送・引越し
もお任せ下さい。
☎0735-62-4057
串本店:串本町串本2382
田辺店:田辺市新庄町2070-5

JF
JF和歌山東 和歌山東漁業協同組合

【本所】串本町串本1884
TEL(0735)62-0080 FAX(0735)62-5664
【大島支所】串本町大島1797
TEL(0735)65-0309 FAX(0735)65-0300
【櫻野支所】串本町櫻野1022-10
TEL(0735)65-0008 FAX(0735)65-0900
【須江支所】串本町須江158
TEL(0735)65-0006 FAX(0735)65-0378
【西向支所】串本町伊串110-5
TEL/FAX(0735)72-0176
【古座支所】串本町古座1025-1
TEL/FAX(0735)72-0048
【津荷支所】串本町津荷893-4
TEL/FAX(0735)72-0030
【下田原支所】串本町田原356-10-1
TEL(0735)74-0131 FAX(0735)74-0621
【浦神支所】那智勝浦町浦神321-18
TEL(0735)58-0104 FAX(0735)58-0642
【那智支所】那智勝浦町兵ノ宮542-1
TEL(0735)52-2711 FAX(0735)52-2715

串本町串本2429
TEL:0735 (62) 5178

OKAEI 岡栄住建

和歌山県知事許可(般-2)第015285号
こだわりの職人集団が目指すのは

台風地震 災害に強い家を作る

構造計算、躯体検査など裏付けのある家

人と社会と地域の未来をカタチに

営業品目
●土木工事 ●生コン・骨材販売

千鳥建設株式会社

〒649-3503 串本町串本1917
Tel.0735-62-0139

二色工場
〒649-3512 串本町二色365
Tel.0735-62-1394
和歌山県知事許可 第003641号

MODEL HOUSE
open 10:00-16:00 shionomisaki1427

MAESHIBA 株式会社マエシバ一級建築士事務所 <http://www.rh-wakayama-minami.com>

ROYAL HOUSE
ロイヤルハウス 和歌山南店



ライフサイクルインデックス LIFE CYCLE INDEX

「赤ちゃんが生まれた」「引っ越しする」「結婚した」
そんなときの手続きや行政サービスのページをご案内します。

生活

- 町民税 …… 36
- 国民年金 …… 38
- 国民健康保険 …… 39
- 暮らしの環境 …… 58
 - ・ごみ …… 58
 - ・水道 …… 59
 - ・合併処理浄化槽 …… 61

健康

- 健康 …… 57
- 各種健診(検診) …… 57
- 健康相談 …… 57

誕生



- 国民健康保険 …… 39
 - ・加入の手続き …… 39
 - ・出産育児一時金 …… 40
- 母子保健 …… 55
 - ・母子健康手帳 …… 55
 - ・赤ちゃん訪問 …… 56
 - ・乳幼児健康診査 …… 56

育児

- 子どもの医療費助成 …… 44
- 予防接種 …… 57
- 子育て …… 42
 - ・こども園・保育所 …… 42
 - ・学童保育所 …… 42

教育

- 小・中学校 …… 44
- 就学援助 …… 44

成人

- 国民年金 …… 38
- 国民健康保険 …… 39

結婚

- 届出 …… 33
- 婚姻届 …… 33
- 住所変更届 …… 33

老後



- 国民年金 …… 38
- 後期高齢者医療制度 …… 41
- 介護保険 …… 45
- 高齢者の福祉 …… 49

毎日新鮮で安全な干物を、製造・販売しています。
是非、当店自慢の干物をご賞味ください。

ここは串本……
おぎきのひもの
店内でも、お食事頂けます。
AM11:00~PM3:00干物定食しています。
串本町くじ野川1595-7
TEL 0735-62-0337
FAX 0735-62-5740
<http://www.ozakinohimono.com/>

不要な家電・家具・ギフト商品など
ごさいませんか?

売ります
買います

リサイクル & ディスカウント
HAMARO
串本町串本1475-1
TEL 0735-62-6722

総合建設業

株式会社 南紀建設

〒649-3502 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3570-14
TEL.0735-62-1038/FAX.0735-62-6112

〒649-3511 和歌山県東牟婁郡串本町くじの川1061-101
FAX.0735-62-1331

引越しに関する届出

- 転入してきたら
転入届…33
転入した日から14日以内に届出
- 町外へ転出していくとき
転出届…33
転出前に届出
- 町内で住まいが変わったら
転居届…33
転居した日から14日以内に届出

戸籍の届け出・各種登録は、
必ず町役場へ届出を!

必要とき
印鑑登録…34

- 赤ちゃんが生まれたら
出生届…33
生まれた日から14日以内に届出
- 結婚したら
婚姻届…33
届け出た日から効力
- 家族が亡くなったら
死亡届…34
死亡の事実を知った日から7日以内に届出



緊急時

- 救急 …… 12
- 火災 …… 14
- 防災 …… 15



わたしたちの三つの挑戦

- 一つ 多くの人と交わり、自分の可能性を伸ばすこと
- 二つ 自律した生活を目指すこと
- 三つ 社会での役割を果たすこと

社会福祉法人 つばさ福祉会 エコ工房四季

和歌山県東牟婁郡串本町古座1004番地
tel 0735-72-1900
fax 0735-72-1991
E-mail ekokobosiki@extra.ocn.ne.jp
HP <http://tsubasa-fukushikai.com>
FB <https://www.facebook.com/tubasa1900/>

M MINAMI

(有) 南建設

〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本663-1

新築・リフォーム
土木・解体工事

TEL/FAX 0735-62-3211
E-mail minami-kensetsu@leaf.ocn.ne.jp

社会福祉法人 高瀬会

高瀬会高齢者総合ケアセンター

特別養護老人ホーム 古座川園
老人保健施設 あじさい苑
・通所リハビリテーション(デイケア)
在宅複合型施設 グリーンヴィレッジ古座川
・ショートステイ
・高瀬会訪問看護ステーション
・高瀬会訪問介護ステーション
・南紀ケアプランセンター
・高瀬会配食サービス

高瀬会デイサービスセンター
グループホーム もみの樹
古座川町高齢者生活福祉センター ささゆり
南紀ケアプランセンター 串本
たかせ会記念診療所

地域密着型バーデンライフ・ケアセンター 湯ごりの郷
・ケアハウス「湯ごりの郷」
・グループホーム「湯ごりの郷」
・デイサービスセンター「湯ごりの郷」
・小規模多機能ハウス「湯ごりの郷」
・ふれあいサロン「ゆかし庵」
・高瀬会第2訪問介護ステーション
・南紀ケアプランセンター那智勝浦
・「湯ごりの郷」配食サービス

古座川町高瀬353 TEL 0735-72-3600 FAX 0735-72-3356



串本町役場新庁舎が 2021年7月に完成しました!

旧庁舎が抱えていた様々な問題を改善し、
また地震・津波の災害発生後に、
災害対応を行う拠点施設として、計画しました。

串本の風景をかたちに!

町民から親しみを持たれ、愛される
役場庁舎を目的にデザインされています。

バルコニー、庇
太平洋の水平線を
イメージしています。



基本コンセプト

来庁者の利便性に配慮

- 来庁者・職員が利用しやすいシンプルで機能的なフロア構成と動線。
- 一般来庁者の利用が多く見込まれる担当課を1階に集約。
- 多種多様な来庁者の利用を踏まえて、授乳室・オムツ替え室・キッズコーナー・多目的トイレを設け、快適性と利便性を確保。



行政サービス機能・業務効率の向上

- 各行政部門を集約し、町民に対する行政サービス機能および業務効率の向上を図っています。



▲正面入口の真ん前に位置する階段

議会活動を推進する場

- 来庁者の誰もが、容易に町議会の傍聴が行えるよう、来庁者動線に配慮しています。

防災対策拠点

- 被災後の業務継続が可能となるよう、自家発電機設備（非常用発電機）、災害時排水槽、災害トイレを設け、被災後7日間は単独での業務継続が可能です。



◀わかりやすいフロアガイド



▲木を使用し、温かみのある雰囲気となっています

環境に配慮

- 大規模災害時の復旧・復興活動の中枢拠点としての特性を踏まえ、平常時の節電・省エネと大規模災害時の業務継続を両立する設備システム等を採用し、省エネルギーで高度な機能が発揮できる庁舎を計画しました。

高い経済効率

- 事業費を抑えるため、可能な限りコンパクトで機能的、また耐震構造を採用しています。
- 長期にわたり庁舎としての機能を維持するため、高品質で長寿命なコンクリート工場製品を用いる構造を採用しました。

お気に入りの
を見つけよう

KUSHIMOTO TOWN PHOTO GALLERY



桧野釣公園センター
かしのつりこうえんセンター

| | | |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 期間限定 7月~8月 海鮮御膳 | 期間限定 2月~4月 ぶり丼 | 期間限定 10月~1月 まるごと伊勢えび天丼 |
| 期間限定 4月~5月 サワラあぶり丼 | 期間限定 7月~8月 あわびステーキ | |

雄大な黒潮の海、大自然に包まれて

釣公園 年中無休 レストラン 木曜定休
営業時間 8時~16時(最終受付14時) 営業時間 10時~16時(L.O.15時30分)
TEL.0735-65-0067 TEL.0735-65-0002
和歌山県東牟婁郡串本町桧野1021-13 http://www.tsurikouen.jp

串本椎茸株式会社

しいたけの産地 和歌山県「串本」から
芳醇な香りをお届けいたします

串本町出雲600番地
TEL 0735-69-1115
FAX 0735-69-1116
http://www.kushimotoshiitake.jp

串本町のみなさま、
ごきげんよう!
困ってませんか??

屋内外の一般作業

- 除草・草刈り
- サービス分野
- ルームクリーニング

技術を必要とする分野

- 大工工事
- ペンキ塗り
- 植木手入れ
- その他

仕事のご依頼
お待ちしております!

一般社団法人
串本町シルバー人材センター
〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本1252
TEL 0735-62-2009
FAX 0735-62-2009



救急

119番通報やAEDについて学ぼう

問 | 串本消防署 ☎62-0119



救急車の適正利用

こんな症状があれば、すぐに救急車を呼んでください！

| 大人 | 子供 | 共通 |
|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 顔半分がしびれて動きにくい <input checked="" type="checkbox"/> ろれつがまわらず話しにくい <input checked="" type="checkbox"/> 手足がしびれて動けない <input checked="" type="checkbox"/> 冷や汗を伴うような強い吐き気 <input checked="" type="checkbox"/> 突然の激しい頭痛、胸痛、腹痛 <input checked="" type="checkbox"/> 急な息切れや呼吸困難 | <input checked="" type="checkbox"/> 顔色が悪く、唇の色が紫色 <input checked="" type="checkbox"/> 頭を痛がって、けいれんがある <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸が弱くゼーゼーして苦しそう <input checked="" type="checkbox"/> 激しい下痢や嘔吐で脱水状態 <input checked="" type="checkbox"/> 全身に蕁麻疹が出て顔が悪い <input checked="" type="checkbox"/> いつもと違って様子がおかしい | <input checked="" type="checkbox"/> 意識がない (呼びかけに反応がない) <input checked="" type="checkbox"/> いつもどおりの呼吸をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 大量の出血、広範囲のやけど <input checked="" type="checkbox"/> 水に溺れている、高所から落ちた <input checked="" type="checkbox"/> 交通事故で強い衝撃をうけた |

応急手当の重要性

私たちは、いつ、どこで、突然のケガや病気におそわれるかわかりません。そんなときに、家庭や職場でできる手当のことを**応急手当**といいます。その中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。その際、そばに居合わせた人ができる応急手当を**救命処置**といいます。



〈広告〉

日本経済新聞/朝日新聞
毎日新聞/産経新聞
紀伊民報/熊野新聞

読売 **中高生** 新聞

読売 **DoMo** 新聞

Y.C. 読売 Y.C. 串本

代表 坂井 人士

串本町串本1865(日新ビル1F)

☎(0735) 62-3552 (店)

☎(0735) 62-2019 (自)

FAX 62-0897

応急手当のしかた

| | |
|-------------------|---|
| 血が止まらないとき | 清潔なタオル、ガーゼなどで出血している部位を強く押さえてください。血液に触れないように、できればビニール袋や手袋を装着してください。 |
| やけどをしたとき | 水道水などのきれいな流水で十分に冷やしてください。靴下など衣類を着ている場合は、着衣ごと冷やします。氷や冷却パックを使うと、冷えすぎてしまい、かえって悪化することがあります。広い範囲にやけどをしたときは、体全体が冷えてしまう可能性があるため、過度な冷却は避けてください。 |
| けいれんしているとき | 服のボタンをはずし、ベルトをゆるめ、呼吸が楽にできるようにしましょう。発作中にケガをしないように、まわりの危険な物(ストーブ、やかん、刃物、つくえ)などを遠ざけましょう。時計があれば発作が起こった時間を確認、けいれんの様子を観察し、かけつけた救急隊や医師に伝えましょう。 |

みんなで救命講習をうけてみましょう！

心肺蘇生法(AEDの取扱いを含む)や、ケガの応急手当などの方法を習得していただくために、町民の皆さまを対象に救命入門コース・普通救命講習(3時間)・上級救命講習(8時間)を開催しています。

受講を希望される方は下記へお問い合わせください。

- 串本消防署 ☎62-0119
- 古座消防署 ☎72-0119



救急車でかけつけたとき
応急手当をしていただいた方に
救急感謝カードをお渡ししています

串本町のAED設置場所一覧

(令和3年4月現在 警防課調査)

突然心臓が止まってしまうのは心室細動(心臓が不規則に震え、心臓の動きが出来ない状態)などの致死的不整脈のことが多いようです。AEDはこの致死的不整脈を電気ショックにより取り除く機器です。(止まってしまった心臓を動かす機器ではありません。)この不規則な心臓の震えを取り除かなければ、規則正しい動きには戻りません。



| | | | |
|---|--|--|--|
| 串本・橋杭地区 道の駅くしもと橋杭岩 橋杭小学校 くしもとこども園 串本小学校 串本学童保育所(串本小学校内) 串本中学校 串本古座高等学校串本校舎 串本町文化センター パチンコ21世紀 串本町役場本庁舎 けんゆうクリニック きのくに信用金庫 中松歯科 和歌山東漁協串本支所 保健福祉センター Aコープくしもと 紀陽銀行串本支店 コースト21 串本町武道館 串本町観光協会 串本警察署 老人憩の家 わかしお あったカフェ オークワ串本店 無量寺 串本町立体育館 大江戸温泉物語 南紀串本 | くしもと町立病院 南紀デイサービスセンター 多目的グラウンド管理棟 社会福祉協議会 串本町消防本部 串本ロイヤルホテル B & G 海洋センター 袋・二色・高富地区 クラブドゥ 錦富学童保育所(旧錦富小学校) ダイブステーション にしき園 南紀シーマンズクラブ オレンジハウス 有田地区 串本海中公園 センターウェル 串本西小学校 有田病院 田並地区 田並覚前医院 串本西中学校 田並保育所 田並駐在所 和深地区 和深総合センター 田子区民館 覚前医院 和深保育所 和深駐在所 | 潮岬地区 潮岬幼稚園 潮岬病院 鎌田医院 潮岬小学校 潮岬青少年の家 潮岬公民館 潮岬中学校 潮風の休憩所 潮岬学童保育所 潮岬駐在所 出雲地区 出雲小学校 出雲学童保育所 大島地区 和歌山東漁協大島支所 近畿大学大島研究所大島実験場 大島保育所 大島駐在所 須江地区 消防団屯所 大島小学校 大島中学校 檜野地区 和歌山東漁協檜野支所 檜野分団屯所 西向・伊串・姫地区 西向小学校 串本町役場古座分庁舎 古座観光協会 | 伊串集会所 パーラートマト 西向中学校 榎本クリニック J Aみくまの西向支所 旧養春小学校 新宮保健所串本支所 日高歯科 Aコープこざ 古座幹部交番 古座地区 古座小学校 エコ工房四季 古座消防署 和歌山東漁協津荷支所 串本古座高等学校古座校舎 岩井歯科 紀陽銀行古座支店 和歌山東漁協古座支所 上野山地区 上野山こども園 串本町子育て支援センター 古座福祉センターかもめ園 上野山にしき園 田原地区 田原小学校 和歌山東漁協下田原支所 古座あさかぜ園 梅の平ゴルフクラブ 国民宿舎あらふねリゾート |
|---|--|--|--|

※曜日、時間帯によっては、使用できない場合があります。記載の場所のほかに設置しているところがあれば情報提供をお願いいたします。

はじめての119番通報

救急のとき

- ☎ どうされましたか?
「救急です」
- ☎ 場所はどこですか?
「串本町〇〇の××番地です」
「串本町〇〇の目標物(大きな建物の名前など)」
- ☎ ケガ人ですか? 病人ですか?
「ケガ人(または病人)です」
- ☎ どなたがどうされましたか?
例「息子がお腹を痛がっています」
- ☎ その方のお名前と年齢を教えてください。
例「串本太郎、7歳です」
- ☎ 呼びかけて反応はありますか?
例「はい、「痛い痛い」と言っています」
- ☎ かかりつけの病院や、大きな病気にかかったことはありますか?
例「ぜんそくで〇〇病院にかかっています」
- ☎ あなたのお名前と今使っている電話番号を教えてください。



119番通報をするときは、何を伝えたらいいの?



まずは落ち着きましょう。場所や今の状況を、できるだけ具体的に伝えてください。応急手当や救命処置が必要なとき、AEDの設置場所がわからないときなどは指令室員がきちんと教えてくれます。

火事のとき

- ☎ どうされましたか?
「火事です」
- ☎ 場所はどこですか?
「串本町〇〇の××番地です」
「串本町〇〇の目標物(大きな建物の名前など)」
- ☎ 何が燃えていますか?
「△△が燃えています」
- ☎ 逃げ遅れた方はいますか?
「いる(いない、またはわからない)」
- ☎ 隣の家や山に燃え移りそうですか?
例「いいえ、白い煙がでている程度です」
- ☎ あなたのお名前と今使っている電話番号を教えてください。



火災予防

大切な命や財産を火災から守るために

住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器を設置されていない方へ

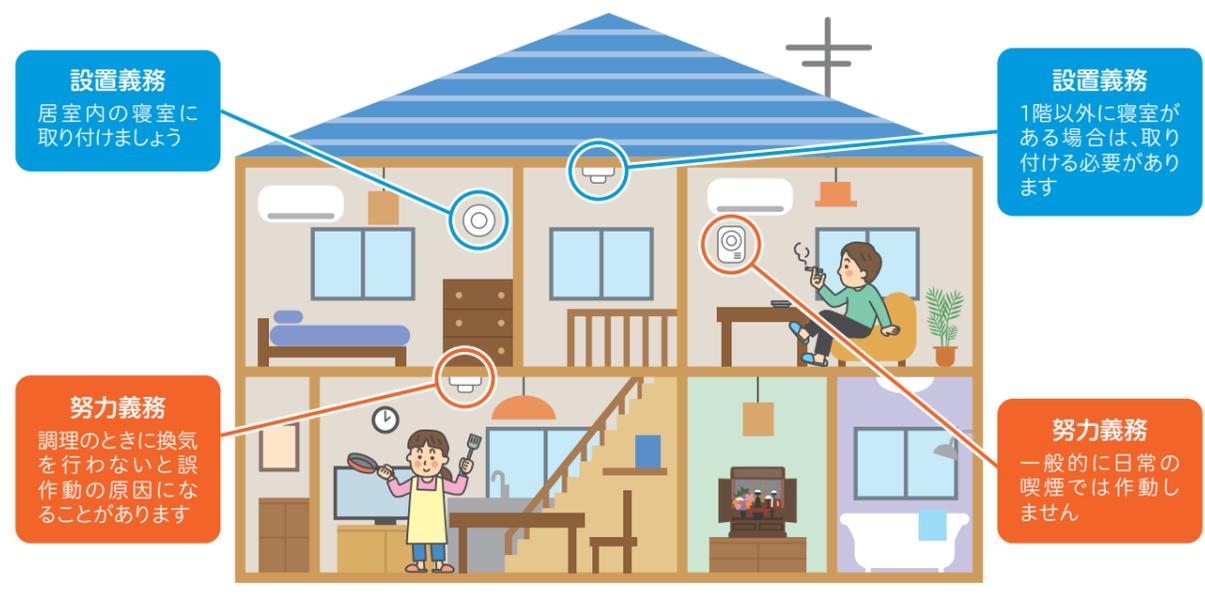
- 住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。
- 住宅用火災警報器は、寝室と階段の上部に設置してください。

住宅用火災警報器を設置されている方へ

- 定期的に作動確認をしましょう。
- 住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。
- 定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう。
- 住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。

家のどこに取り付けばいいの？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされます。(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。ただし、就寝に使用しない居室(床面積が7㎡以上)が5以上ある場合は廊下に設置します。)取り付け位置は原則として天井又は壁に取り付けます。



定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

- ボタンを押す、または紐を引いて作動確認をします。
- 定期的に作動確認をしましょう。
- 定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は？

- 電池はきちんとセットされているかご確認ください
- それでもならない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

火災ではないのに火災警報器が鳴る場合

警報音停止ボタンを押すか、室内の換気をすると警報音は止まります。以下のものに注意してください。



火災とまぎらわしい たき火、煙の発生するとき

火災とまぎらわしいたき火、煙の発生する殺虫剤を使用するときは事前に消防署に届け出てください。消防署への届出は野外焼却を許可するものではなく、たき火、煙等による誤った火災出場を防ぐための届出です。野外焼却に関することは住民課環境グループにお問い合わせください。



野焼きは法律で禁止されています。

防災

目頃の備え

問 | 総務課 防災・防犯グループ ☎62-0555

家庭の防災会議

もしものときのために、家族で防災について話し合っておきましょう。また、話し合いだけでなく、休日には避難場所まで実際に歩き、避難経路の安全を確認しておきましょう。話し合いのテーマの例としては、右記のとおりです。



- 1 地震が起きたときの各自の役割
- 2 消火器、三角バケツなど消火の備えについて
- 3 家族間の連絡方法
- 4 避難場所の確認
- 5 避難経路の安全確認
- 6 非常用持出品のチェック
- 7 家具転倒防止対策や家庭内の整理せいとん
- 8 近所のお年寄りや病人、乳幼児、障がい者などの避難について

非常用持出品リスト

| | | | |
|-------|---|------------------------------|---|
| 貴重品 | <input type="checkbox"/> 現金(小銭も必要) <input type="checkbox"/> 権利証書(写しでも可) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(写しでも可) <input type="checkbox"/> 免許証(写しでも可) <input type="checkbox"/> 健康保険証(写しでも可) <input type="checkbox"/> 印鑑(認め印) | 日用品 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 予備の電池(多めのストックを) <input type="checkbox"/> 防塵マスク <input type="checkbox"/> マッチやライター <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |
| 非常食品 | <input type="checkbox"/> 乾パン、クラッカー(3日分。賞味期限に注意) <input type="checkbox"/> 非常食(3日分。賞味期限に注意) <input type="checkbox"/> 缶切り(ナイフ付ならより良い) <input type="checkbox"/> 水(3日分。賞味期限に注意) | 衣類 | <input type="checkbox"/> メガネ(老眼鏡など) <input type="checkbox"/> 上・下着 <input type="checkbox"/> バスタオル・タオル <input type="checkbox"/> 雨具(カッパなど) |
| 応急医療品 | <input type="checkbox"/> 目薬 <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 胃腸薬 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> 常備薬(家庭に応じて) | 新型コロナウイルス感染症対策として避難の際に追加するもの | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 手拭き用タオル、ハンカチなど |

自主防災組織について

災害時、地域ぐるみで助け合うことが重要です。「自分の命は自分で、家族の命は家族で、自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に自治会区単位で「自主防災組織」を結成しましょう。自主防災組織が行う下記の事業に町から補助金を交付しています。

- ・資機材整備事業
- ・組織運営及び備蓄資機材管理等事業
- ・津波避難路整備事業
- ・備蓄倉庫整備事業

また、自主防災組織の会員が特定非営利活動法人日本防災士機構の認める「防災士」の資格取得に要した費用に対して、下記のとおり補助金を交付しています。

| 交付条件 | 補助金額(上限) |
|---------|----------|
| 防災士資格取得 | 30,000円 |

避難行動要支援者の支援

問 | 福祉課 ☎62-0562 ☎67-7028

| 避難行動要支援者名簿 | 個別避難計画 |
|--|---|
| 災害発生時に自ら避難することが困難な方々を避難行動要支援者とし、名簿の作成を行っています。作成した名簿は、地区での避難支援などに活用されます。登録を希望される方は、登録申請をお願いします。 | 避難行動要支援者名簿登録者のうち、家族などが身近におらず避難支援が受けられない方や、同居する家族がいても家族の力だけでは避難が困難な方を対象に、事前に地域の避難支援者を決めておく、「個別避難計画」を地域で作成しています。地域の助け合いで、災害に備えましょう。 |

防災関係補助制度について

問 | 総務課 防災・防犯グループ ☎62-0555

串本町では地震に備えて頂くため、いろいろな補助制度を実施しています。もしもの時に備えて、ぜひご利用下さい。

1 住宅耐震診断・改修等補助制度

| | 対象住宅 | 補助金額 |
|------------------|--|---|
| 耐震診断 | 昭和56年5月以前(木造住宅は平成12年5月以前)に着工した住宅で2階建て以下、延べ床面積が200㎡以下のもの | 木造住宅……無料 非木造住宅……診断費用の2/3の補助(補助金上限89,000円) |
| 補強設計 | 上記の診断によって、耐震性がないと判定された住宅 | 設計費用の2/3の補助(補助金上限132,000円) |
| 耐震改修 | 上記の診断によって、耐震性がないと判定された住宅で、改修によって耐震性を確保できるもの | 次の①～②を合計した額 ①改修費の2/3(補助金上限600,000円) ②改修費×11.5%(補助金上限419,000円) |
| 補助設計と耐震改修の一体的な実施 | 上記の耐震診断によって、耐震性がないと判定された住宅で、改修により耐震性を確保できるもの ※補強設計と耐震改修を1度の申請で行うものです。 | 次の①～②を合計した額 ①補助対象経費(耐震改修工事に要する経費)の2/5、または500,000円のいずれか低い額。 ②補助対象経費から①の額を差し引いた額、または666,000円のいずれか低い額。 ※100万円未満の工事の場合、負担がないことがあります。 |

2 耐震ベッド・耐震シェルターの補助制度

| 対象者 | 補助金額 |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 1の耐震診断によって、耐震性がないと判定された木造住宅に居住する世帯 | 設置工事に要する費用の2/3(補助金上限266,000円) |

3 感震ブレーカー(簡易タイプ)の補助制度

| 対象品目 | 補助金額・補助対象 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人・日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品として推奨する感震ブレーカー(簡易タイプ) 一般社団法人・日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定品として認定された感震ブレーカー | 購入金額の1/2(補助金上限5,000円) 補助対象: 町内の建築物(※1棟につき1回限り) |

4 家具転倒防止金具 無料取り付け制度

| 対象者 | 対象物 |
|--|---|
| ①65歳以上のみの世帯 ②要介護(4・5)の介護認定者が属する世帯 ③身体障害(1級・2級)の認定者が属する世帯 ④知的障害(A判定)の認定者が属する世帯 ⑤精神障害(1級)の認定者が属する世帯 | タンス・棚・電化製品(テレビ、冷蔵庫など) ※最大5組まで(うち電化製品は2組まで) |

5 ブロック塀等撤去(生垣づくり)事業費補助制度

| 対象者 | 対象事業 | 補助金額 |
|--------------------------|--|---|
| 町内の道路に面したブロック塀及び土地を所有する方 | ①地震発生時に倒壊し、道路を塞ぐ恐れがあるブロック塀等(延長2m以上、高さ60cm以上で3段以上)の撤去 | 施工費用の9/10を補助 ※(補助金上限300,000円まで) |
| | ②生垣の延長が2m以上の垣根を整備する事業(ブロック塀等の撤去後に施工した場合はアルミフェンス等も可) | 施工費用と、生垣(フェンス)の延長1m×23,600円を比較して、いずれか少ない額の1/2を補助(補助金上限100,000円まで) |

※町で申請内容を審査し、適当と認められるものに限りです。

6 救命胴衣等購入費補助制度

| 対象者 | 対象品目 | 補助金額 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------------|
| 串本町に住民登録されている方(※1人につき各1回限り) | ①救命胴衣(ライフジャケット) | 購入金額の1/2(補助金上限3,000円) |
| | ②防災用ヘルメット、防災頭巾 | 購入金額の1/2(補助金上限3,000円) |

災害から身を守るために

問 | 総務課 防災・防犯グループ ☎62-0555

土砂災害から身を守る

台風や大雨の際は、土砂災害が発生しやすくなっているため注意が必要です。土砂災害は、時には人命や財産に被害を与える予測の難しい恐ろしい災害です。そのため、平常時から土砂災害から身を守るために3つのことを知り、非常時に備えてください。

| 1 普段からの心構え | 2 雨が降り始めたら | 3 豪雨になる前に |
|---|--|---|
| お住まいの場所が土砂災害の危険箇所か確認 土砂災害の約6割は、「土砂災害危険箇所」で発生しています。普段からお住まいの場所が土砂災害の危険箇所にあるかどうか、和歌山県砂防課のホームページなどで確認しましょう。あるいは役場建設課にお問い合わせください。 ※ただし、土砂災害は、土砂災害危険箇所以外でも発生しています。 | 雨量の情報や土砂災害警戒情報に注意 大雨による土砂災害発生危険度が高まった時には「土砂災害警戒情報」が発表されます。雨が降り始めたら、さまざまな気象情報に注意しましょう。これら情報は、気象庁や和歌山県砂防課のホームページなどで確認できます。また、地上デジタルデータ放送などでも情報を提供していますのでご利用ください。 | 大雨時や土砂災害警戒情報が発表された時には早めに避難。夜間に大雨が予想される際は暗くなる前に避難。 がけ下や溪流沿いなどにお住まいの方は、大雨が予想されているときには、気象情報に注意し早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。また、夜間に大雨が予想される時には、暗くなる前に避難をするほうがより安全です。もし、避難所への移動が困難な場合は、近くの鉄筋コンクリート造りなどの頑丈な建物の2階以上に緊急に避難したり、外出が困難な場合には、家の中のがけから離れた部屋や2階などに避難しましょう。 |

風水害に備える

| | | | |
|--------|--|----------|--|
| 窓ガラス | <input checked="" type="checkbox"/> ひび割れ、窓枠のガタツキはないか <input checked="" type="checkbox"/> 強風に備え、外側から板でふさぐなどの処置を | 屋根 | <input checked="" type="checkbox"/> かわらのひび割れ、はがれはないか <input checked="" type="checkbox"/> トタンのめくれやはがれはないか |
| 外壁 | <input checked="" type="checkbox"/> モルタルの壁に亀裂はないか <input checked="" type="checkbox"/> 板壁に腐りや浮きはないか | ブロック塀・板塀 | <input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀にひび割れや破損箇所はないか <input checked="" type="checkbox"/> 板塀にぐらつきや腐りはないか |
| 雨どい・雨戸 | <input checked="" type="checkbox"/> 雨どいに落ち葉や土砂が詰まっていないか <input checked="" type="checkbox"/> 継ぎ目のはずれや腐りはないか <input checked="" type="checkbox"/> 雨戸にガタツキやゆるみはないか | ベランダなど | <input checked="" type="checkbox"/> 鉢植えや物干しサオ等、飛散の危険が高いものは室内へ <input checked="" type="checkbox"/> プロパンガスボンベは固定されているか <input checked="" type="checkbox"/> テレビアンテナの設置状態をチェック |

地震が起きたら

- まず、わが身の安全を考える。あわてて外に飛び出さず、テーブルなどの下にもぐって身の安全を。
- すばやく火の始末。日頃から火元付近の整理せいとんを忘れずに。
- 戸を開けて出口を確保。
- 火が出たらすぐ消火。もし火災が発生しても、天井に燃え移る前なら初期消火できる。消火器を設置しておく。
- 外へ逃げる時はあわてず落ち着いた行動を。逃げる時は瓦やガラス、看板などの落下に注意。
- 狭い路地やブロック塀には近づかない。屋外にいたら公園などに避難する。
- 山崩れ、崖崩れ、津波に注意。山間部や海岸付近で地震を感じたら、すぐに安全な場所に避難する。
- 避難は徒歩で！ 持ち物は少なく！ 自主防災組織などと集団で避難する。
- 協力し合って応急救護。多数のケガ人が出れば医療機関の対応が限界になる。みんなで助け合って応急救護を。
- 秩序を守り、正しい情報を聞く。ラジオや町、自主防災組織などから正しい情報を入手する。

避難場所や防災情報は次のページをチェック!



詳しくは、串本町津波ハザードマップをご覧ください



津波の知識

津波はマグニチュード6以上の地震が、震源の深さ120kmより浅いところで発生した場合に起ります。津波の速度は水深によって決まり、沖合の深いところでは速く、浅いところでは遅くなります。また、浅くなるに従って津波は急に高くなるため、海岸では注意が必要です。強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難してください。また、津波は繰返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで絶対に気をゆるめないでください。



警戒レベルを用いた避難情報

2021年の5月より、新たな避難情報を発令することになりました。市町村から[警戒レベル③、④]が発令された地域にお住まいの方は、危険な場所から避難してください。

警戒レベル 1
心構えを高める (気象庁が発表)

警戒レベル 2
避難行動の確認 (気象庁が発表)

警戒レベル 3
危険な場所から高齢者等は避難!
避難に時間を要する人は避難 (市町村が発令)

警戒レベル 4
危険な場所から全員避難!
安全な場所へ避難 (市町村が発令)

警戒レベル 5
既に安全な避難ができず命が危険な状況です。命を守る行動を! (市町村が発令)

防災情報の入手方法

| | |
|--|---|
| <p>河川/雨量防災情報</p> <p>和歌山県砂防課ホームページ (河川/雨量防災情報)</p> <p>和歌山河川雨量情報 (携帯端末未用)</p> | <p>洪水・土砂災害等の避難場所</p> <p>指定緊急避難場所データ (国土交通省 国土地理院)</p> <p>わかやま防災 GIS (県ホームページ)</p> |
| <p>防災行政無線放送(町内放送)の電話案内サービス</p> <p>串本町では、防災行政無線放送(町内放送)の内容を、電話で案内するサービスを行っています。「天候の具合で町内放送が聞き取りにくい」ときや、「もう一回放送を聞きたい」といった経験はありませんか? そんなときは、この番号に電話をかけることで、いつでも、どこでも、町内放送の内容を聞くことができます。</p> <p>☎0120-928-649 (通話料は無料)</p> | <p>防災わかやまメール配信サービス</p> <p>気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示などの情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取ることができます。無料で登録できますので、ぜひご利用ください。詳細は和歌山県ホームページをご参照ください。</p> <p>携帯電話・スマートフォンのカメラで右の二次元コードを読み取るか、下記の登録用アドレスを直接入力し、空メールを送信してください。</p> <p>regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp</p> |

り災証明書と被災証明書

台風など自然災害により被害を受け、災害保険などの支払いを請求するために必要となった場合、申請により証明書を発行します。

| | |
|--|---|
| <p>り災証明書</p> <p>住宅等の被災程度を証明するもので、被災家屋調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書です。被災者の生活に対する様々な支援や、税及び保険料等の減免を受ける際に必要となります。</p> <p>問 税務課 固定資産税係 ☎62-0586 ☎62-4977</p> | <p>被災証明書</p> <p>被災証明書は、被災した事実を証明するもので、町内に居住している個人に対して発行しています。り災証明の対象外である家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などの被害についても発行します。(各種保険等の請求の際に必要となる場合があります。)</p> <p>問 総務課 防災・防犯グループ ☎62-0555 ☎62-4977</p> |
|--|---|

避難所一覧

町指定避難所

| 対象地区 | 名称 | 所在地 | 津波(南海トラフ) | 風水害 | 土砂災害 |
|------|--------------|------------------|-----------|-----|------|
| 和深 | 和深総合センター | 和深689 | ○ | ○ | ○ |
| | 上品寺 | 和深929 | ○ | ○ | ○ |
| 里川 | 小河口多目的集会所 | 和深1170 | ○ | ○ | ○ |
| | 和深公民館 | 和深910 | ○ | ○ | ○ |
| 安指 | 里川集会所 | 里川636 | ○ | ○ | ○ |
| 安指 | 庵寺 | 和深 | ○ | ○ | ○ |
| 安指 | 赤瀬公民館 | 和深2876 | ○ | ○ | ○ |
| 田子 | 願成寺 | 田子89 | ○ | ○ | ○ |
| 江田 | 海蔵寺 | 江田528 | ○ | ○ | ○ |
| 田並 | 田並上多目的集会所 | 田並上95-3 | ○ | ○ | ○ |
| 田並 | 田並公民館 | 田並910 | ○ | ○ | ○ |
| 有田 | 旧稲村環境管理センター | 有田883 | ○ | ○ | ○ |
| | 有田公民館 | 有田630 | ○ | ○ | ○ |
| 高富 | 光明寺 | 高富375 | ○ | ○ | ○ |
| 高富 | 旧錦富小学校(体育館) | 二色360 | ○ | ○ | ○ |
| 二色 | 二色多目的集会所 | 二色372-1,2 | ○ | ○ | ○ |
| 串本 | 串本古座高校 | 串本1522 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本校舎(体育館) | 串本776 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本小学校(体育館) | 串本2427 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本町立体育館 | 串本2427 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本町文化センター | 串本713 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本町学校給食センター | 串本1049-6, 1049-7 | ○ | ○ | ○ |
| サンゴ台 | 三区会館 | 串本1940 | ○ | ○ | ○ |
| | 老人憩の家「わかしお」 | 串本1252 | ○ | ○ | ○ |
| | サンゴ台集会所 | サンゴ台 1060-140 | ○ | ○ | ○ |
| 潮岬 | クラブハウス | サンゴ台 1060-42 | ○ | ○ | ○ |
| | 平松コミュニティセンター | 潮岬360-1 | ○ | ○ | ○ |
| 出雲 | 潮岬中学校(体育館) | 潮岬3349-13 | ○ | ○ | ○ |
| | 潮岬小学校(体育館) | 潮岬3136 | ○ | ○ | ○ |
| | 潮岬公民館 | 潮岬3454-1 | ○ | ○ | ○ |
| | 萩尾塔石集会所 | 潮岬807-1 | ○ | ○ | ○ |
| 關野川 | 潮岬青少年の家 | 潮岬669 | ○ | ○ | ○ |
| | ふれあいの家 | 出雲1614-1 | ○ | ○ | ○ |
| 大島 | 観福寺 | 出雲103 | ○ | ○ | ○ |
| | 徳泉寺 | 關野川214 | ○ | ○ | ○ |
| 須江 | 橋杭集会所 | 關野川 1455-内1号 | ○ | ○ | ○ |
| | 蓮生寺 | 大島77 | ○ | ○ | ○ |
| | 大島消防屯所 | 大島 | ○ | ○ | ○ |
| 須江 | 紀伊大島開発総合センター | 大島8-10 | ○ | ○ | ○ |
| | 大島小学校(体育館) | 須江1577-11 | ○ | ○ | ○ |
| | 旧大島中学校(体育館) | 須江1482-1 | ○ | ○ | ○ |
| | 須江コミュニティセンター | 須江721-2 | ○ | ○ | ○ |
| 南丁寺 | 須江・浜須賀集会所 | 須江635 | ○ | ○ | ○ |
| | 南丁寺 | 須江25 | ○ | ○ | ○ |



| 対象地区 | 名称 | 所在地 | 津波(南海トラフ) | 風水害 | 土砂災害 |
|------|-----------------|----------------|-----------|-----|------|
| 檜野 | 檜野集会所 | 檜野852 | ○ | ○ | ○ |
| | 檜野青年会館 | 檜野637 | ○ | ○ | ○ |
| 姫 | 旧養春小学校 | 姫27 | ○ | ○ | ○ |
| | 老人憩の家「福寿荘」 | 姫718 | ○ | ○ | ○ |
| 伊串 | 海蔵寺 | 伊串144 | ○ | ○ | ○ |
| | 伊串多目的集会所 | 伊串264-2 | ○ | ○ | ○ |
| 神野川 | 宗福寺 | 神野川11211 | ○ | ○ | ○ |
| | 西向小学校(体育館) | 西向638 | ○ | ○ | ○ |
| 神野川 | 神野川会館 | 神野川 | ○ | ○ | ○ |
| | 老人憩の家「鶴ヶ浜」 | 西向1493-1 | ○ | ○ | ○ |
| 住吉 | 旧西向幼稚園 | 西向858-3 | ○ | ○ | ○ |
| | 妙福寺 | 西向 | ○ | ○ | ○ |
| 岩淵 | 成就寺 | 西向396 | ○ | ○ | ○ |
| | 古田コミュニティセンター | 古田199-1 | ○ | ○ | ○ |
| 古田 | 六勝寺 | 古田197 | ○ | ○ | ○ |
| | 串本古座高校 | 中湊377 | ○ | ○ | ○ |
| 中湊 | 古座校舎(体育館) | 中湊160 | ○ | ○ | ○ |
| | 古座小学校(2階以上) | 中湊65 | ○ | ○ | ○ |
| 古座 | 古座公民館 | 中湊160 | ○ | ○ | ○ |
| | 古座小学校(体育館) | 中湊160 | ○ | ○ | ○ |
| 上野山 | 古座漁村センター | 古座164-1 | ○ | ○ | ○ |
| | 古座福祉センター | 上野山291-4 | ○ | ○ | ○ |
| 津荷 | 津荷集会所 | 津荷376 | ○ | ○ | ○ |
| | 古座ヴィラコミュニティセンター | 田原3704-101,102 | ○ | ○ | ○ |
| 田原 | 山村交流センター | 田原277-4 | ○ | ○ | ○ |
| | 田原区民会館 | 田原540 | ○ | ○ | ○ |
| 上田原 | 正法寺 | 上田原 | ○ | ○ | ○ |
| | 古座あさかぜ園 | 上田原1237 | ○ | ○ | ○ |
| 佐部 | 上田原生活改善センター | 上田原867-1 | ○ | ○ | ○ |
| | 佐部集会所 | 佐部320 | ○ | ○ | ○ |
| 晋濟寺 | 晋濟寺 | 佐部 | ○ | ○ | ○ |

町指定福祉避難所

| 地区 | 名称 | 所在地 |
|-----|------------|----------|
| 二色 | にしき園 | 二色160 |
| 潮岬 | 潮岬あゆみ園 | 潮岬659 |
| | ほっとハウスうわの園 | 潮岬659 |
| 津荷 | 上野山にしき園 | 津荷29-2 |
| 上野山 | 通園らっこ | 津荷250-1 |
| 上田原 | ふわり | 上野山143-1 |
| | 古座あさかぜ園 | 上田原1237 |

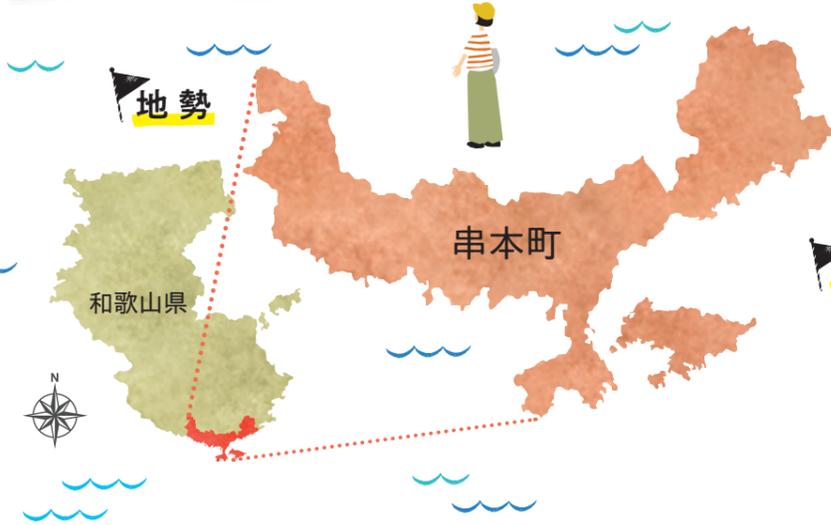
和歌山県救急告示医療機関

| 地区 | 名称 | 所在地 |
|------|----------|-----------|
| サンゴ台 | くしもと町立病院 | サンゴ台691-7 |



本州最南端の町

串本町は、紀伊山地を背に潮岬が雄大な太平洋に突き出した本州最南端の町です。太平洋に面し、東西に長く伸びた海岸線はこの地方の特色であるリアス式海岸で、奇岩・怪石の雄大な自然美に恵まれ、吉野熊野国立公園の指定を受けています。



世帯数等 令和3年3月末現在
人口 15,378人
 (男性:7,252人、女性:8,126人)
世帯数 8,433世帯

〈広告〉

Ami
 FASHION & TEA
 アロマ&ハーブ
 アロマトリートメント&リンパドレナージュ

串本町古座342 TEL・FAX 0735-72-0382
 御坊店
 御坊市湯川町財部733-1 メディカル&フィットネスアーク3F
 TEL・FAX 0738-23-4802

DAIWA ROYAL HOTEL HOTEL & RESORTS WAKAYAMA KUSHIMOTO

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1184-10
 Tel 0735-62-7771
 Fax 0735-62-7760
 Tel 0735-62-7730(予約)

串本町の
キャラクター **まぐトル**

よろしく
お原います!

トルコの服を着た
まぐろの
「まぐトル」です♪
胸の青い飾りは
トルコのお守り
「ナザール・
ボンジュウ」です。

日本遺産 ~鯨とともに生きる~

▶新宮市・那智勝浦町・太地町・串本町◀
 熊野灘地域において、古式捕鯨が産業として定着、発展した背景と今に受け継がれている捕鯨文化にまつわるストーリー。
 詳しくはホームページからご覧ください。

日本遺産 鯨とともに生きる



熊野灘沿岸の人々が、捕鯨につながる熊野水軍として活躍した時代に拠点のあった島。「河内祭御舟行事」の聖なる場所とされています。



古式捕鯨にとって最も重要な山見台があった跡。熊野灘を沖合まで広角に見渡せます。

日本遺産とは
 地域の歴史的の魅力や特色を通じて、日本の伝統・文化を語る「ストーリー」を日本遺産として文化庁が認定する制度です。そのストーリーのもととなる有形・無形の文化財を積極的に活用して、地域振興につなげることを目的に、2015年にスタートしました。

世界遺産 ~歴史の足跡をたどる~

「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録されてから16年。当時、荒廃していた串本の熊野古道大辺路は、度重なる調査、整備により世界に認められる道として甦りました。



絶景動画紹介

串本の絶景動画が楽しめます。

まちHP

<https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kanko/video/>

〈広告〉

タクシー、小型貸切バスの御用命は

串本タクシー株式会社
 串本町串本1804
 TEL0735-62-0695
<http://www.kushimoto-taxi.co.jp/>

タクシーの御用命は

大島タクシー有限公司
 串本町串本1804
 TEL0735-65-0139

守り続けたい、串本の海と大地の成り立ち

ラムサール条約登録のまち



1 ラムサール条約とは？

ラムサール条約とは、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約です。現在では、水辺の生態系の保全という観点から、湿地だけでなく干潟や藻場、サンゴ礁なども対象に含まれています。



2 串本町の海が登録されました

2005年11月8日、アフリカのウガンダで開かれたラムサール条約締約国会議(COP9)において、串本沿岸海域を含む20か所の国内湿地が登録されました。串本の海はサンゴ礁の海ではありませんが、温帯域に属する地域に広がるサンゴの群生が世界的に希少であると評価されて登録されました。日本の登録地の中で、サンゴ群生域を対象とされているのは、串本の海と沖縄の慶良間諸島海域の2か所だけです。

3 串本町の海の美しさ 世界最北のサンゴ群生域の海

よく潮の引いた日に串本の浜辺に立ち、ほんの数歩海の中に入ってみましょう。わずか膝上くらいしか海の中に入っていないのに、そこにはたくさんのサンゴが生息しています。世界でもっとも北にあるサンゴ群生域が見られる海、それが紀伊半島の先端にある串本の海なのです。



南紀熊野ジオパーク 南紀熊野ジオパークとは？

串本町を含む南紀熊野10市町村は、平成26年8月28日に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。ジオパークとは、その土地の大地の成り立ちを地域の発展に活かそうという取り組みです。例えば串本町ならば橋杭岩や潮岬が主要の観光地ですが、これは約1500万年前のマグマの活動によって生まれました。串本の食文化や史実なども、根底にはこの土地の地質・地形が深くかかっています。

串本町の大地に関するエピソードを感じられる公式スポット ジオサイトをご紹介します

©南紀熊野ジオパーク推進協議会HPより



潮岬の海岸段丘



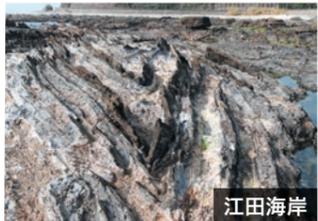
大島の火成岩



田の崎



潮岬の火成岩



江田海岸



荒船海岸



櫻野崎(かしのざき)



潮岬の陸繋島(しおのみさきのりくけいと)



和深海岸(わぶかいかいがん)



九龍島と鯛島(くろしまとたいじま)



海金剛(うみこんごう)



袋の津波到達標柱



佐部の湯の谷



橋杭岩(はしぐいいわ)



地獄の釜(じごくのがま)



串本海域公園



堀切の滝

〈広告〉

MARINE STAGE

マリンステージ串本
串本町串本638-1
TEL:0735-62-4775
<http://kushimoto.marinestage.com/>

陸船用ディーゼルエンジン販売修理
油圧機器・建設機械
ヤンマー(株)特約店

株式会社 中村ディーゼル
串本町串本617-78
TEL 0735-62-3789
FAX 0735-62-0245

Bubble Ring Divers kushimoto

~太平洋の黒潮の恵み~
1300種以上と言われる全国でトップクラスの魚影の濃さ
暖かく透明度の高い四季折々の自慢の海をご案内いたします

串本町串本617-36
TEL: 0735-62-3381
バブルリングダイバーズ



藤田渡船

南紀串本で渡し船をしています。
沖釣り、磯釣り、乗合い船巡り
無人島渡しなどしております。

藤田渡船
串本町古座92-38
TEL 0735-72-1308
携帯 090-8883-2122

建設コンサルタント登録 建 01 第8220号

菅根測量株式会社

- 測量
- 土木設計
- ドローン
- 土地調査

■ 本 社
田辺市新万25番33号
TEL 0739-26-7620

■ 串本支店
串本町串本2123番地コーポN
TEL 0735-67-7580
<https://www.sugane.com/>

〈広告〉

串本町のお祭り・イベント

串本町ガイド



1月 本州最南端の火祭り 最終土曜日



潮岬望楼の芝にて開催される芝焼き。約10万平方メートルの芝を焼き尽くす炎を撮影するために、毎年多くのアマチュアカメラマンが訪れます。この行事には、枯れた芝を焼くことで害虫を駆除し新芽の育成を促すという目的があります。

5月 古座川クリーンアップ大作戦 第3日曜日

カヌーで古座川を下りながらごみ拾いをするもので、毎年、県内外から大勢の方の参加により賑わっています。



国の重要無形民俗文化財に指定されるこの祭りの一番の見どころは、絵巻物のように飾り立てた御船と屋形船、権伝馬、獅子舞伝馬などからなる船団が川を上る水上パレードです。例年、7月の第4日曜日が本祭り、その前日が宵宮となります。

7月 河内祭(御舟祭) 第4日曜日 国指定重要無形民俗文化財



2月 水門祭 第2土曜日

和歌山県の無形文化財に指定される大島地区の水門神社の例祭。水門神社の祭神、菅田別命=応神天皇=が大島近くの通夜島に立ち寄った際に島民が船で出迎えたという由来に基づき、区民が総出で多彩な神事を行い、歴史絵巻を再現します。特に二隻の伝馬船が水しぶきを散らす権伝馬競漕は祭りの一番のハイライトです。



8月 串本まつり(花火大会) 第1土曜日

夏の風物詩として、多くの町民が参加し行われる串本まつり。伝統の串本節おどりや花火大会など、町全体がお祭りムードに包まれます。



ふれあいいきいきまつり 中旬頃

健康で明るい文化と福祉のまちづくりを目的として開催されています。



11月 橋杭岩ライトアップ 初旬

国指定名勝天然記念物の橋杭岩をライトアップすることで、幻想的な雰囲気醸し出され、普段とは違った橋杭岩を見ることができます。



第1日曜日 町民大運動会

サンゴ台のサン・ナンタンランド総合運動公園で開催される町民大運動会。地区対抗リレーや玉入れなどの種目が行われ大変盛り上がりします。



12月 ねんねこ祭 第1日曜日

田や畑の日陰に霜がおりだす12月の第1日曜日に田原地区で行われる、木葉神社の例祭。早朝から行われる祭典での子守り神事は、神功皇后の皇子愛育の故事に由来すると伝えられ、乳幼児の守り神として、多くの参詣客を集めています。



ふるさとフェア古座 下旬頃

古座地区の名産品の販売、各種模擬店が出店し、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントです。



橋杭ビーチサマーフェスタ 最終土曜日



快水浴場百選にも選ばれている橋杭海水浴場で催される子どもからお年寄りまで楽しめるイベント。



〈広告〉

うつぼ揚煮 樹悦商店
串本町古座193
TEL:0735-72-1202

カット&パーマ 島田 (島田理容院)
新型コロナウイルス対策実施店
営業時間 AM8:30~PM7:00
串本町潮岬1720-2
TEL:0735-62-1477

〈広告〉

| | | | |
|----|--------------------------|-----|-------------|
| 1月 | 本州最南端の火祭り | 11月 | 橋杭岩ライトアップ |
| 2月 | 水門祭 | | ふれあいいきいきまつり |
| 5月 | 古座川 クリーンアップ大作戦 | | 町民大運動会 |
| 7月 | 河内祭(御舟祭) 橋杭ビーチサマーフェスタ | | ふるさとフェア古座 |
| 8月 | 串本まつり(花火大会) | 12月 | ねんねこ祭 |

使用しなくなった自転車、バイク、船外機無料で引き取り致します。
近畿運輸局長認証工場
東京海上日動火災保険株式会社代理店
自転車・バイク・船外機の店
バイクランド
モリユキ
串本2080-4
TEL:0735-62-6017

最南端のまちから

日本で3番目、また国内初の民間事業者のロケット発射場が建設されました。

ロケット発射場

「スペースポート紀伊」

2021年にスタートした、小型人工衛星を宇宙に運ぶロケットの射場です。2020年代半ばには、年間20機の打ち上げを目指しています。

総合司令棟

射場全体の管理・運営ほか、人工衛星の整備や点検、ロケットの発射管制を行います。

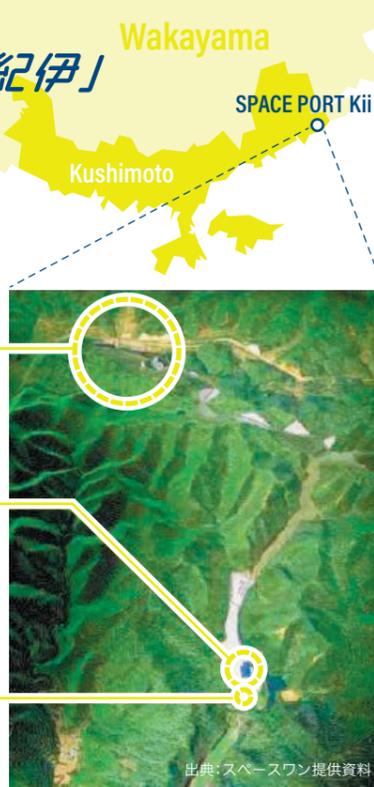
ロケット組立棟

ロケットの組立や点検を行います。ロケットは打ち上げ直前に移動します。

射点

ロケットの打ち上げを行います。

ロケット保管庫、そのほか付帯施設



出典：スペースワン提供資料

ロケット打ち上げを 楽しもう!

ロケット打ち上げの準備、当日、終わった後、さまざまな楽しみ方があります。

打ち上げを見る

学ぶ

ロケット最先端のまちへ!

南紀の新たな産業、観光需要の創出につながるとして期待が高まっています!

ロケット発射見学

町内各地でロケット発射を見ることができます。



檜野崎から見たイメージ



檜杭岩から見たイメージ

ロケットの限定グッズ

小型ロケットを描いたロゴマークを制作しました。今後、町のPRやロケットの限定グッズなどに活用されます!



町を訪れる
ゲストをもてなす

世界にむけて
情報発信する

宇宙に関する
仕事をする

〈広告〉

KOZA AUTO

民間車検工場
各種新車・中古車
修理・钣金・塗装

株式会社 スズキ自販和歌山副代理店
株式会社 和歌山マツダ特約店

有限会社 **古座オート**
串本町西向110-1
TEL 0735-72-6071 (代)
FAX 0735-72-6077

はり・きゅう
時間帯等、来院できない方ご相談ください
出張いたします

鍼灸院 **健鍼庵**

はり師・きゅう師(厚生労働大臣免許) 院長 細井 健

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 朝9:00~12:00 | ● | ● | 休 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 昼2:30~4:00 (出張) | ● | ● | 休 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 夜4:30~7:30 | ● | ● | 休 | ● | ● | ● | ● | ● |

出張可 予約可 有り

串本町串本2099串本ハイツ1F (旧フェリーのりば前)
TEL.0735-67-7001

紀州梅真鯛梅

南高梅の種を取り、中に「紀州梅たい」のほぐし身を詰めたい一品。ご飯のお供、お茶漬け、お酒の肴に。

株式会社 **岩谷**
〒649-3633 和歌山県東牟婁郡串本町大島284-1
TEL:0735-65-8011
FAX:0735-65-8012
https://iwatani-umemadaiume.jp

紀州 梅真鯛梅 検索

梅の平ゴルフクラブ
Umenodaira golf club

初心者からベテランまで楽しめる
本格的林間ショートコース!
Out 1,060yard・In 1,036yard 各9ホール

年中無休/営業時間: 08:00~17:00
串本町上田原153
TEL 0735-74-0669

くすもと寿司

さんま寿司(背開き) さんま寿司(腹開き)

串本町串本2186
TEL 0735-62-2086
FAX 0735-62-4518
◆全国各地にお届けいたします◆

〈広告〉

各メーカー 新車・中古車販売
車検・点検・一般修理
各種用品取付・钣金・塗装

クルマのことならなんでもおまかせ!

OZAKI

運輸局指定民間車検場
オザキ自動車

串本町姫603
TEL.0735-72-2714
FAX.0735-72-3222

【営業時間】朝9時より夜7時まで (修理受付は夕方6時まで)
【定休日】日曜・祝日・祭日・第2土曜

親切で丁寧なサービスが私達のモットーです

総合住宅設備業

セキスイハイム 紀南代理店

新築 リフォーム 増改築 エクステリア など

Tawaraya-Shoten 有限会社 **田原屋商店**

串本町田原610-1
TEL 0735(74)0020
FAX 0735(74)0437

ホームセキュリティから機械・常駐・雑踏・交通等、総合的な警備保障業務

和歌山警備保障株式会社
Wakayama Security Company

■串本営業所
〒649-4122 東牟婁郡串本町西向283-1
TEL.080-2520-0570

■本社
〒640-8282 和歌山市出口甲賀丁50
TEL.073-431-2900(代) FAX.073-423-5823

■新宮営業所
〒647-0045 和歌山県新宮市井の沢10-1
JAみくまの新宮会館3階
TEL.0735-21-3353 FAX.0735-21-1119

■田辺営業所
〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町211-1
TEL.0739-24-3856 FAX.0739-22-8256

■尾鷲営業所
〒519-3651 三重県尾鷲市末広町3-12
TEL.0597-22-3083 FAX.0597-22-7431

「安全」と「サービス」の提供
https://wakayamakeibi.com/

《随時 警備員募集中!!》

串本町の
おいしい
特産品

串本町ガイド

一味違う！
絶品伊勢海老

伊勢海老

黒潮が寄せる串本の海で育った伊勢海老は、適度な締まりと黄金色の透き通った身で様々な料理に大人気です。

鮮度も食感も
抜群です！

カツオ

串本町は、カツオの「ケンケン漁」発祥の地で、鮮度も食感も抜群。串本のブランド「しよらさん鯨」というネーミングで全国に出荷されています。

クロマグロの
完全養殖に成功！

育成マグロ

近畿大学水産研究所では2002年、クロマグロの完全養殖に世界で初めて成功しました。全身トロといわれ、高級魚として注目されています。また、育成マグロと呼ばれており、ブランドとなっています。

皮も実も
甘くて美味しい

キンカン

串本町のキンカンは、大きさ・品質ともに一級品。実も甘く食べることができます。抗菌作用のあるビタミンCが豊富です。

ジュースや
ソフトクリームにしても
美味しい

ポンカン

日照時間が全国でもトップクラスの串本町で育ったポンカンは、味が濃く、風味やコクに優れています。

甘くてねっとり！
串本のサツマイモ

なんたん蜜姫

温暖で水はけが良い串本の土地で育てられたサツマイモの中でも、果肉が鮮やかな黄色でしっとりとした食感を持ち、非常に甘いものを「なんたん蜜姫」としてブランド化しています。

ほかにいろいろ！

ぼんかんジュース

ナンタン蜜姫ソフト

マグロカツバーガー

行政ガイド

ADMINISTRATIVE GUIDE

さまざまな手続きや子育て、健康のことなど、暮らしをサポートする行政サービスのご案内

| | | | |
|-----------|----|--------------|----|
| 各種相談 | 32 | 介護・福祉 | 45 |
| 届出・手続き・証明 | 33 | 健康・保健 | 55 |
| 税金 | 36 | 住まいと暮らし | 58 |
| 年金・保険 | 38 | 生涯学習・文化・スポーツ | 65 |
| 子育て・教育 | 42 | 各課の紹介 | 67 |



〈広告〉

本州最南端のJA

JA紀南

うめっぴ&みかっぴ
JA紀南マスコットキャラクター

■串本支所 串本町串本1735-77
Tel:0735-62-3333 Fax:0735-62-5701

■VASEO 串本町串本1551-1
Tel:0735-69-2222 Fax:0735-69-2223

■Aコープたなみ 串本町田並1068-1
Tel:0735-66-0002 Fax:0735-66-0018

JA紀南 検索

「農」と「食」と「地域」を守る。
—やっぱりJA、もっとJAへ—

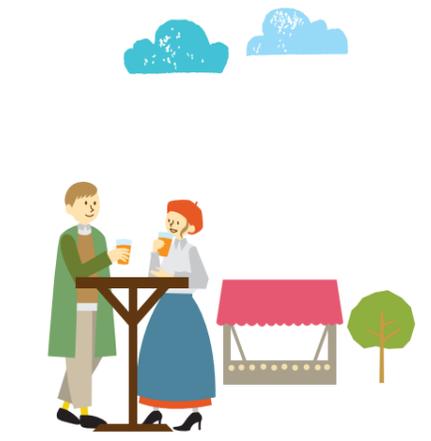
JAみくまの

Mikumano

本所 TEL(0735) 52-0793
営農経済部 TEL(0735) 52-1177
西向支所 TEL(0735) 72-0079
西向営農センター TEL(0735) 72-0695
太田営農センター TEL(0735) 57-0301

A-COOP
Aコープ ござ TEL(0735) 72-1338

セレモニーホール なち
(葬祭センター)
JA葬祭
☎0120-527-203



〈広告〉

お客様の安心を
サポートいたします。

SOMPO 損保ジャパン 代理店

SOMPOひまわり生命 代理店

株式会社丸聡
串本町串本2137
TEL 0735-67-7677

日新火災海上保険株式会社 代理店
アメリカンファミリー生命保険会社 代理店
東京海上日動火災保険株式会社 代理店

高井保険

自動車保険、火災保険(地震保険)、傷害保険、
企業のリスクに関する保険、生命保険等取扱

保険のことならお気軽にご相談ください

串本町串本1865-10
TEL 0735-62-5600
FAX 0735-62-3726

信頼 Trust 安心 Relieved 成長 Growth

総合保険代理店
有限会社串本寿
KOTOBUKI

営業案内

自動車保険 火災保険 傷害保険 積立保険
定期保険 終身保険 養老保険 医療保険
がん保険 その他新種

営業時間 9:00~18:00(日、祝)

お気軽にお立ち寄りください。

串本町串本2354-2
TEL.0735-62-2629
代表 和田 俊一 営業 和田 将晃 内務 地濱 依里子



各種相談

人権相談・行政相談

問 住民課戸籍住基・人権グループ ☎62-0561

人権相談・行政相談

●人権擁護委員及び行政相談委員による定例相談所・巡回相談所

定例相談所・巡回相談所それぞれ月1回開設
実施場所・日程などについて詳しくは、役場住民課(☎62-0561)にお問い合わせください。
※相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、地域の皆さんの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための啓発や、人権に関する相談を受けています。

行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国や県、町などの仕事や手続き、サービスについて幅広く苦情や相談を受けています。

●面談による人権相談

和歌山地方法務局新宮支局
〒647-0043 新宮市緑ヶ丘3-2-64 ☎0735-22-2757

●電話による人権相談

☎0570-003-110(全国共通人権相談ダイヤル)
※この電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。

●面談による行政相談

和歌山行政監視行政相談センター
〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階 ☎073-422-1100

●電話による行政相談

☎0570-090-110(全国共通行政苦情110番)
※この電話は、最寄りの管区行政評価局・行政監視行政相談センター等につながります。



届出・手続き・証明

住所変更などの届出

問 住民課戸籍住基・人権グループ ☎62-0561

| 届出の種類 | 届出期間 | 届出に必要なもの |
|------------------------|--------------|--|
| 転入届 (町外から引越してきたとき) | 転入した日から14日以内 | <input checked="" type="checkbox"/> 前住所地で発行した転出証明書 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> パスポート(海外から転入する方) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)と戸籍の附票[海外から転入する方で本籍地が町外の方] |
| 転出届 (町外へ引越しするとき) | 転出する前 | <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証の返却(印鑑登録をしている方) |
| 転居届 (町内で引越しするとき) | 転居した日から14日以内 | <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード |
| 世帯合併・変更届 (世帯主の変更など) | 変更した日から14日以内 | |

・届出人の官公署発行の写真付き本人確認書類などの提示が必要です。
・住民基本台帳カード、串本町発行の被保険者証などを持っている方は、持参してください。
※住民基本台帳カードの交付は終了していますが、すでに持っている方は、有効期限までまたはマイナンバーカードの交付まで使用できます。

戸籍の届出

問 住民課戸籍住基・人権グループ ☎62-0561

| 届出の種類 | 届出期間 | 届出に必要なもの |
|-------|--------------|--|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内 | <input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証 |
| 婚姻届 | 届けた日に効力が生じる | <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書 <input checked="" type="checkbox"/> 夫と妻の印鑑(旧姓) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明(謄本)[本籍が町外のと看] <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(氏が変わる方) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(氏や住所が変わる方) ※未成年の場合は父母の同意が必要 |
| 離婚届 | 届けた日に効力が生じる | <input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書 <input checked="" type="checkbox"/> 夫と妻の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明(謄本)[本籍が町外のと看] <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証(氏が変わる方) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(氏や住所が変わる方) |

次ページに続く

〈広告〉

串本町の発展に貢献してまいります。

一級建築士事務所

土木工事 建築工事 とび・土工工事 石工事 管工事 鋼構造物工事
舗装工事 塗装工事 水道施設工事 浄化槽保守・点検・維持管理

解体業

特定建設業  株式会社 坂井組

〒649-3502 串本町潮岬856
☎0735-62-3894
建設業許可番号 和歌山県知事許可 第010245号

〈広告〉

MAGUTORU



朝日ガスグループ

熊野酸素株式会社



新宮(本社) 和歌山県新宮市新宮8002-52
TEL 0735-22-6496

串本営業所 和歌山県東牟婁郡串本町串本622-3
TEL 0735-62-5695



届出・手続き・証明

| 届出の種類 | 届出期間 | 届出に必要なもの |
|-------|---------------|---|
| 死亡届 | 死亡を知った日から7日以内 | <input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <その他の手続き> <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 |
| 転籍届 | 届けた日に効力が生じる | <input checked="" type="checkbox"/> 転籍届書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明(謄本) [本籍が町外の場合] <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 |

※戸籍に関する届けには、上記のほか養子縁組、養子離縁、入籍、認知、氏と名の変更届などがあります。
 ※戸籍の届出には住所変更の効力はないので、それぞれ転入届、転居届、転出届などを行ってください。
 ※休日や平日の時間外の届出は、宿直室で受付を代行していますが、住所変更の手続きはできませんので平日の窓口受付時間内にお越しください。

印鑑登録の申請

問 住民課戸籍住基・人権グループ ☎62-0561

・印鑑登録できるのは、串本町に住民登録されている15歳以上の方です。(法人は除く。)
 ただし、未成年の場合は親権者の同意書が必要です。
 また、成年被後見人が、印鑑を登録する場合は、法定代理人が同行し、本人が申請する必要があります。
 ・登録できる印鑑は、1人1個です。同じ世帯の方で、同じ印鑑は登録できません。

印鑑登録をするとき

本人が申請

- 登録する印鑑
- 顔写真のついた官公署発行の本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)



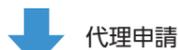
申請

即日、印鑑登録証を交付します。

- ・顔写真のついた本人確認書類をお持ちでない方は、「照会」による交付となりますので、即日交付できません。
- ・その他に串本町で印鑑登録をされている方を保証人として登録することができます。(保証人が登録証と登録印を持参し、一緒に来庁できる場合は即日交付します。)

代理人が申請

- 登録する印鑑
- 代理人選任届(役場にありませ)
- 代理人の印鑑および本人確認書類



代理申請

役場から本人(登録申請人)宛てに「照会書」を郵送します。



照会書を送付した日から14日以内

登録申請された各庁舎へ、以下のものをお持ち下さい。

- 登録する印鑑
- 回答書
- 代理人の本人確認書類と印鑑

印鑑登録証を交付します。

こんな印鑑は登録できません!

- ・氏名以外のものが彫られているもの
- ・欠けているもの
- ・ゴム印、その他変形しやすいもの
- ・印影の大きさが8ミリ以下、または25ミリ以上のもの
- ・町長が不適当と認めたもの

印鑑登録証(カード)を失くしたとき

※直ちに届け出を出して下さい。

・再登録するには「印鑑登録をするとき」に同じです。

登録した印鑑を失くしたとき

※直ちに届け出を出して下さい。

・再登録するには「印鑑登録をするとき」に同じです。

各種証明書の交付

問 住民課戸籍住基・人権グループ ☎62-0561

| 種類 | 手数料(1通) |
|-------------------|------------------------|
| 戸籍全部・一部事項証明(謄・抄本) | 450円 |
| 除籍謄本 | 750円 |
| 改製原戸籍謄本 | 750円 |
| 戸籍の附票の写し | 300円 |
| 身分証明書 | 200円 |
| 戸籍(除籍)記載事項証明書 | 350円 (除籍は450円) |
| 戸籍届書の写し(死亡診断書の写し) | 350円 |
| 戸籍届出受理証明書 | 350円 (上質紙は1,400円) |
| 住民票の写し | 300円 |
| 住民票記載事項証明 | 200円 |
| 印鑑登録証明書 | 200円 |
| マイナンバーカード再交付 | 800円 (電子証明書は別途200円) |

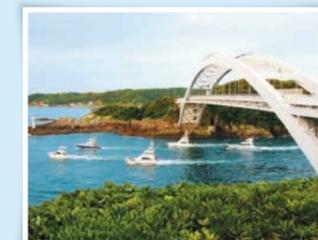
※戸籍届出・戸籍謄本などの請求時には本人確認が必要です。
 ※戸籍謄・抄本などは直系の方以外、住民票などは同一世帯の方以外は委任状が必要です。
 ※印鑑登録証明書の交付申請には、本人の場合、印鑑登録証(カード)が必要です。代理人の場合は、証明が必要な方の印鑑登録証と代理人の認印が必要です。

郵便請求

- 請求に必要なもの
- 請求書(串本町のホームページからもダウンロードできます)
 - 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます)
 - 返信用の封筒と切手(封筒に切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名をはっきり書いてください)
 - 本人確認書類(運転免許証・健康保険証(現住所が確認できるもの)など)
 - 相続などで多数請求する場合は、多めに定額小為替と切手を同封してください(余った分は返送します)
- 注意事項
- 相続などで請求する場合は、できるだけ詳しく書いてください。
(例:「出生から死亡までの戸籍全部」など)

お気に入りの
を見つけよう

KUSHIMOTO TOWN PHOTO GALLERY





税金

町税 ※金額・条件等は令和3年4月1日時点のものです

問 税務課 ☎62-0586

個人町・県民税

●課税は…

毎年1月1日現在、町内に住所を有する方のうち、前年所得に応じて課税されます。広く均等に負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」があります。非課税となる場合は以下のとおりです。

均等割・所得割が非課税の方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった方

均等割が非課税の方

- ①本人のみの場合…前年の総所得金額が38万円以下
- ②扶養親族者がいる場合…前年の総所得金額が次の計算式で算出される金額以下

$$28万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 26万8千円$$

所得割が非課税の方

- ①本人のみの場合…前年の総所得金額が45万円以下
- ②扶養親族者がいる場合…前年の総所得金額が次の計算式で算出される金額以下

$$35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 42万円$$

●申告と納税は…

毎年1月1日現在、町内に住所を有する人で、前年中に所得があった方は、町県民税の申告書を提出していただく必要があります。申告書は、国民健康保険税の算出(軽減措置を含む。)や福祉サービス等を利用する際の判定資料になります。また、申告がないと所得証明書や課税(非課税)証明書の発行ができません。

- ただし、次の場合は、申告する必要がありません。
 - ・確定申告を行った方
 - ・年末調整を済ませた給与収入のみの方で、勤務先から役場税務課に給与支払報告書が提出されている方
 - ・公的年金(遺族年金、障害年金などを除く)のみで、申告しなくても町県民税が非課税となる方(65歳以上の方の場合、年金収入が年間148万円以下の方)
- ※県民税は、町民税と併せて町が賦課徴収することになっており、税率・税額控除を除き、全て町民税と同じ扱いになります。税務課から送付した納税通知書で、納期内に納めてください(納付場所は、納税通知書に書いてあります)。

〈広告〉



銀行をこえる銀行へ
紀陽銀行
串本支店

TEL.(0735)62-0666
<https://www.kiyobank.co.jp>

法人町民税

●課税は…

町内に事務所・営業所を有する法人は、法人町民税を納めなければなりません。

- 課税は、次の3つに区分されます。
- ・町内に事務所または事業所を有する法人(均等割と法人税割)
- ・町内に寮などを有する法人で、町内に事務所または事業所を有しないもの(均等割)
- ・町内に事務所、事業所、寮などを有する公益法人など、または法人でない社団、財団で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)〔収益事業を行うものは、均等割と法人税割〕

●申告と納税は…

均等割のみ納める公益法人などは4月30日まで、それ以外は、その法人の事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告し、同時に納税することになっています。

軽自動車税

●課税は…

毎年4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

●申告と納税は…

納税義務の発生または申告事項の変更は15日以内、納税義務の消滅は30日以内です。税務課から送付した納税通知書で、納期内に納めてください(毎年5月上旬発送)。なお、年度途中で廃車にしても、税金の払い戻しはありません。

申告・届出先

- 125cc以下のバイク・小型特殊自動車 ▶ 町役場
- 三輪以上の軽自動車 ▶ 軽自動車検査協会和歌山事務所
- 二輪の軽自動車・小型自動車 ▶ 近畿運輸局和歌山運輸支局

固定資産税

固定資産税は、所有している土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の資産価値に応じて課税されます。

●固定資産税を納める方(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在、串本町内に固定資産を所有している方で固定資産課税台帳に登録されている方。

●償却資産の申告

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、申告が必要です。

申告期間 毎年1月1日～1月31日

●税額の算定方法

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} [1.4\%]$$

【課税標準額】

税額計算の基になる額を言い、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が課税標準額になります。なお、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や負担調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額よりも低くなる場合があります。

●固定資産税における評価額

固定資産税における評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づき、土地については地価公示価格など、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格により算出しています。

●免税点

同一人が町内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が右表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

| | |
|------|-------|
| 土地 | 30万円 |
| 家屋 | 20万円 |
| 償却資産 | 150万円 |

●固定資産税価格の縦覧

固定資産価格(評価額)は、毎年3月31日までに決定します。

決定された価格(評価額)は、固定資産課税台帳に登録され、その価格などの事項は、縦覧帳簿によりご覧いただくことができます。

このようにして、自己の土地・家屋と町内の他の土地・家屋の価格を比較できるように、納税者に縦覧帳簿をご覧いただくことを「縦覧」といいます。

縦覧期間は毎年4月1日から最初の納付期限の日までの間です。

各税の納付

納付方法は、口座振替(特徴町県民税、法人町民税を除く)と、指定及び収納代理金融機関や、コンビニエンスストア、スマホ決済(法人町民税を除く)または町役場に直接持参し納付する2通りがあります。

入湯税

目的税として課税され、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設・消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てられます。

●納める方

鉱泉浴場の入湯客です(浴場の経営者が入湯客から料金と併せて受け取り、その鉱泉浴場の所在する市町村に納めます)。

●納める額

1人1日150円です(標準税率)。ただし、高等学校の修学旅行又は臨海学校の生徒の入湯者については、1人1日75円です。

町たばこ税

製造たばこの卸売販売業者などが、町内の小売販売業者などに売り渡す際に、その本数に対して課税されます。※たばこには、「たばこ税」「たばこ特別税」「県たばこ税」「消費税」「地方消費税」も課税されています。

町税等納期限カレンダー

納期限は、納期月の末日です。納期限が土曜・日曜日、祝日に当たるときは次の平日になります。

| 納期月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 町・県民税 | | | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | | 第4期 | | |
| 固定資産税 | | 第1期 | | 第2期 | | | | 第3期 | | | 第4期 | |
| 軽自動車税 | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 | |
| 後期高齢者医療保険料 | | | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
| 介護保険料 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 | |





年金・保険

国民年金

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず加入することになっています。

国民年金は、就職・転職・退職・結婚などにより、加入のしかた(種別)が変わる場合があります、その都度届出が必要になります。忘れずに住民課に届出してください。

被保険者の種別

●第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、アルバイトなどの方。第2号、第3号被保険者以外の方は必ず第1号被保険者になります。ご自身で加入手続きをして保険料を納めます。

●第2号被保険者

職場の厚生年金や共済組合に加入している方。厚生年金などの制度を通して国民年金に加入しています。加入の手続きや保険料の納付は会社などが行うため、ご自身で行う必要はありません。

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。配偶者の勤務する会社などに種別変更届を提出することになります。保険料は配偶者の勤務する会社などで拠出金としてまとめて支払われているため、ご自身で保険料を納める必要はありません。

●任意加入をする条件

次の1.～4.のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。
1. の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

〈広告〉

あらゆるご相談は当店へ

であい ふれあい おつきあい
きのくに信用金庫
串本支店

串本町串本1735
TEL(0735)62-0067 FAX(0735)62-6650
<https://www.kinokuni-shinkin.jp/>

こんなときは届出を

| こんなとき | 手続き | 必要なもの |
|--------------------------|-----------------------|---|
| 20歳になったとき | 日本年金機構から加入のお知らせが届きます。 | <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 ※学生納付特例を希望する場合は学生証のコピーまたは在学証明書の原本 |
| 退職したとき | 国民年金の加入手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 退職日の分かる書類 ※免除を希望する場合は雇用保険の離職票または受給者証 |
| 配偶者の扶養から外れたときや配偶者が退職したとき | 第1号被保険者への種別変更手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養の喪失日が分かる書類 |
| 町外から転入したとき | 国民年金の住所変更手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 |
| 海外へ転出するとき | 国民年金を納付する場合は任意加入の手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳印 <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 |

保険料の納め方

国民年金の保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で全国の金融機関(銀行、郵便局など)やコンビニエンスストアで納めることができます。前納や口座振替による割引制度もあります。クレジットカードによる支払いも可能です。

また、月400円の保険料を上乗せして納付することで、老齢基礎年金に上乗せした付加年金を受給できます。

さらに、国民年金に上乗せできる国民年金基金制度もあります。詳しくは国民年金基金連合会ホームページまたは和歌山県国民年金基金ホームページをご覧ください。
(注:付加年金と国民年金基金の同時加入はできません。)



保険料の免除・猶予制度

●申請免除

経済的な事情などから保険料を納められないときには、申請すると保険料納付を免除される場合があります。免除には全額免除や一部免除があり、免除された期間は年金受給資格期間として計算されますが、免除割合に応じて年金額は減額されます。

●納付猶予

50歳未満の方は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

●学生納付特例

学生の場合は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

※免除・猶予いずれの場合も、10年以内であれば後から保険料を追納することができます。

国民年金の給付

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間を合わせて10年以上ある方が65歳になったときに支給されます。(注:満額の受取に必要な期間は40年です。)

●障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前または60歳から65歳になるまでの年金受給待機期間中に初診日のある病気やけがで、一定の障がいが残った場合に支給されます。一定の保険料納付要件がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

●遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。障害基礎年金と同じく一定の保険料納付要件がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

●寡婦年金

国民年金の期間のみで老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

●死亡一時金

3年以上国民年金保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡したとき、生計関係のあった遺族に支給されます。

国民健康保険

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき、安心して治療が受けられるようにするための大切な医療制度です。

国保に加入する方

会社など職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方を除いた全ての人が加入しなければなりません。

国保に関する届出

加入や脱退など次のようなときには14日以内に届出が必要です。

| | こんなとき | 手続きに必要なもの |
|-----------|---------------------|---|
| 国保に加入するとき | 他市町村から転入したとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書 |
| | 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 |
| | 子どもが生まれたとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止証明書 |
| 国保を脱退するとき | 生活保護を受けなくなったとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止証明書 |
| | 他市町村に転出するとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | <input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険証 |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の印鑑・通帳 |
| その他 | 死亡したとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 喪主の印鑑・通帳 |
| | 生活保護を受けることになったとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護開始証明書 |
| | 住所、世帯主、氏名などが変わったとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 |
| | 世帯分離・世帯合併したとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 |
| その他 | 修学のため他市町村に住むとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書 |
| | 保険証をなくしたり破損したとき | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類または保険証 |

本人確認書類とは免許証・パスポート・マイナンバーカード・介護保険証など。(官公署発行の写真付きのものは1点、それ以外は2点必要)

・加入の届出が遅れると加入しなければならない日までさかのぼって保険料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

・脱退の届出が遅れて、使えなくなった保険証を使ってしまうと、後で医療費を全額支払わなければならないことがありますのでご注意ください。

☎串本町の市外局番は 0735 です



医療機関での自己負担

| 年齢区分 | 自己負担割合 |
|--------------|-----------------|
| 70～74歳 | ※2割(現役並み所得者は3割) |
| 義務教育就学児童～69歳 | 3割 |
| 義務教育就学前児童 | 2割 |

※70～74歳の方は「国民健康保険高齢受給者証」も併せて提示してください。

高額療養費

月毎の医療費の自己負担額が一定額を超えたときは、支給申請することにより、超えた分が国保から払い戻されます。ただし、保険適用外の差額ベッド代、食事代などは対象外となります。支給については、国保連合会の審査(3～4か月かかります)に基づいて指定の口座に振り込まれます。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内で国保医療・介護保険の両保険から給付を受けることによって自己負担額が一定額を超えたときは、両保険を通じた自己負担限度額(毎年8月～翌年7月末までの年額)が適用され、超えた分が払い戻されます。

出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。

葬祭費

国保加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に3万円が支給されます。

交通事故にあった場合

交通事故などで加害者から受けた傷病による治療費は、被害者に重大な過失がない限り、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、加害者との話し合いがつかなかったり、遅れたりするときは、第三者行為による傷病届を提出することにより、国保で治療を受けることができます。

国民健康保険税

問 税務課 ☎62-0586

医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた金額が国民健康保険税(保険税)となります。

医療給付費分と後期高齢者支援金分・介護納付金分の保険税は、それぞれ、所得や資産、加入者の世帯と加入者数に応じて算出された所得割、資産割、世帯別平等割(一世帯あたりの定額)、被保険者均等割(世帯の加入者に応じて計算)の合計です。ただし、介護納付金分保険税は介護保険の第2号被保険者(40～64歳の方)についてのみ算定します。

保険税率と賦課限度額は、年度ごとに医療給付費分と後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれに定めています。

●非自発的失業者の軽減

会社の都合(倒産、リストラなど)で失業した方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより判断)の保険税額を計算するときに、給与所得額を30/100とみなすことで保険税を軽減する制度があります。この軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは住民課までお問い合わせください。

●軽減制度

低所得者層の負担を少なくするため、世帯の所得に応じた税額の軽減制度(7割・5割・2割)があります。これは、各軽減世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

【7割・5割・2割軽減の適用を受けるためには…】

軽減のための申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしていることが必要です。
※所得申告がない場合、軽減対象世帯であっても軽減が受けられないので、必ず所得申告をしてください。

●保険税の納付

4月から翌年2月までの計11回の納期に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納付がない場合には延滞金が加算され、納付が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期内に納められなくなった場合は、速やかに税務課まで納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。(なお、特別の事情がなく滞納すると、被保険者証の交付が受けられなくなる場合があります。)

特定健康診査・特定保健指導

問 福祉課保健センター ☎62-6206

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病などの有病者・予備軍を減少させることを目的とした健診と保健指導を行います。無料ですので、ぜひとも受診ください。

対象者

40歳～75歳未満の国民健康保険加入者(被保険者)

健診方法

受診券・健康保険証を持参の上、集団健診または医療機関健診で受診します。(対象者には、受診券などを個別通知します。)

健診内容

【特定健康診査】

問診、身体計測、尿検査、血圧測定、身体診察、血液検査、心電図を行います。

【特定保健指導】

健診結果により、生活習慣病の発症リスクなどから3つのグループに階層化して、保健指導を行います。

- ・「情報提供」受診者全員に情報提供
- ・「動機づけ支援」原則1回の保健指導
- ・「積極的支援」3か月の継続的な保健指導

後期高齢者医療制度

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

対象者

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。)
- ・65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、広域連合に認められた方(町役場に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入します。)

被保険者証

後期高齢者医療制度の被保険者証は、1人に1枚ずつ交付されます。

被保険者証の有効期間は毎年7月31日までで、8月1日付で一斉更新します。

保険料

保険料額は、均等割と所得割の合計額ですが、収入の少ない世帯の方は、保険料が軽減されます。

保険料の徴収は、原則年金からの天引きとなりますが、75歳になった年度は普通徴収(金融機関などで納付)となります。

また、年金天引きを希望しない方は「納付方法変更申出書」を提出することにより、金融機関からの口座振替にできます。

●高額療養費

1か月の医療費(保険適用分)の自己負担額が一定額を超えたときは、支給申請することにより、超えた分が後期高齢者医療広域連合から払い戻されます。

払い戻しには診療月から3～4か月かかります。

●高額医療・高額介護合算制度

8月から翌年7月までの1年間で、介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったとき、定められた限度額を超えた額が払い戻されます。

●療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部について払い戻しが受けられます。

- ・医師の指示により、コルセットやギブスなどの補装具をつかったとき
- ・旅行中などに、急病等でやむをえず被保険者証を持たずに診療を受けたとき

●葬祭費

後期高齢者医療制度加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に3万円が支給されます。





子育て・教育

こども園・保育所・子育て支援サービス 問 こども未来課 ☎67-7027

こども園や保育所への入所を希望する場合は利用のための認定（「子ども・子育て支援支給認定」といいます。）を受ける必要があります。利用のための認定は下表のとおり3区分あり、認定を受けるための手続きは、入所申請と同時にを行います。

| 年齢区分 | 認定区分 | 教育・保育時間 | 認定の条件 |
|-------|--------------|----------------|---------------------------------------|
| 満3歳以上 | 1号認定（従来の幼稚園） | 教育標準時間 | 満3歳以上であること |
| | 2号認定（従来の保育所） | 保育短時間（最長8時間） | 保護者の就労または疾病その他の事由により家庭で保育することが困難であるもの |
| 満3歳未満 | 3号認定（従来の保育所） | 保育標準時間（最長11時間） | |

認定こども園

こども園とは、教育と保育を一体的に行うことにより、従来の幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

| こども園名 | 所在地 | 電話番号 | 入園対象年齢 | 開所時間 |
|------------------------------|------------------|--------------------|-----------|------------|
| 町立くしもとこども園（幼保連携型） | 串本502 串本508-3 | 62-0352 62-4887 | 生後8か月～5歳児 | 7:30～19:00 |
| 社会福祉法人杉の子会 上野山こども園（幼保連携型） | 津荷29-2 | 72-3571 | 生後2か月～5歳児 | 7:30～19:00 |
| 町立潮岬こども園（幼稚園型） | 潮岬3349-132 | 62-2605 | 3歳児～5歳児 | 7:30～19:00 |

保育所

| 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 入所対象年齢 | 開所時間 |
|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 町立和深保育所 | 和深682-2 | 67-0223 | 2歳1か月～5歳児 | 8:00～16:00 |

学童保育所

保護者が仕事などの理由により、放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学校在籍児童の保育を行い、放課後における児童の安全の確保及び健全育成を図る場となる施設です。

開所時間 <平日>放課後～19:00
<学校休日・土曜日>8:00～19:00

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 |
|---------|-----------|---------------|-----|
| 串本学童保育所 | 二色360 | 62-6466 | 40名 |
| 古座学童保育所 | 上野山143 | 72-0299 | 40名 |
| 潮岬学童保育所 | 潮岬1707-2 | 62-2230 | 20名 |
| 出雲学童保育所 | 出雲1617-21 | 080-1508-6518 | 40名 |
| 錦富学童保育所 | 二色360 | 080-1472-5504 | 40名 |

<広告>

社会福祉法人 杉の子会

子育て支援センター
にこにこひろば

串本町上野山143
TEL 0735-72-0299

古座学童保育 TEL 0735-72-0299
潮岬学童保育 TEL 0735-62-2230
出雲学童保育 TEL 080-1508-6518

串本町津荷29-2
TEL 0735-72-3571
★対象…産休明け～就学前

<http://www.uenoyama-nursery.jp/>

KUMON

「楽しいね♪」で伸びる0・1・2歳

Boby Kumon

公文式串本教室

教科:算数・数学・英語・国語
対象:幼児・小学生・中学生・高校生以上
〒649-3503 串本町串本1823
tel:090-8756-9238

子育て支援

●子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、就園前の子どもと保護者の集いの場となる施設です。お気軽にご利用ください。

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|---------|---------|
| りぼん | 串本508-3 | 62-5552 |
| にこにこひろば | 上野山143 | 72-0299 |

出産祝金制度

子育て支援の一環として、子ども達が健やかに生まれ育つことを願い出産に対する経済的負担の軽減を図るため出産祝金を支給し、次世代を担う出生児の健全な育成を図ることを目的とした制度です。

| 対象 | 祝い金 |
|---|------------------------|
| 同一世帯の第3子以降の児童で、出産日に串本町に6か月以上居住し、出産後も引き続き居住意志のある方。 | 第3子 10万円 第4子以降 30万円 |

病児・病後児保育室

児童が病気の治療中や回復期にあつて、家庭や集団（こども園等）での保育が困難な場合において、保護者が就労などやむを得ない理由により家庭で看護ができない児童を一時的にお預かりします。

| 施設名 | 所在地 | |
|---------------------------|---------------------------|--------------------|
| 串本町病児病後児保育室「ぼけっと」 | 串本町サンゴ台691番地7（くしもと町立病院内） | |
| 開設時間 | 利用定員 | 対象児童 |
| 8:00～18:00（平日の月～金） | 4名 | 生後8か月から小学校3年生までの児童 |
| 利用料金 | 利用申込 | |
| 日額 2,000円 5時間以内 1,000円 | 事前にこども未来課で確認下さい【☎67-7027】 | |

子どもについての福祉

問 こども未来課 ☎67-7027 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

児童手当

問 こども未来課 ☎67-7027

中学校卒業まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

支給額

| 児童の年齢 | 児童手当の額（1人当たり月額） |
|----------------|-----------------|
| 3歳未満 | 15,000円 |
| 3歳以上小学校終了前 | 第1、2子 10,000円 |
| | 第3子以降 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 |
| ※特別給付（所得制限超過者） | 5,000円 |

児童扶養手当

問 こども未来課 ☎67-7027

父母の離婚などにより、父（母）と生活を共にできない児童の母（父）や父母に代わって児童を養育している方に児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定の障がいのあるお子さんを養育している父又は母か、父母に代わって養育している方で、次のいずれかの要件に該当する場合に手当を受給することができます。

対象者

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が一定の障がいにある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母から1年以上遺棄されている児童
6. 父又は母が裁判所から保護命令を受けている児童
7. 父又は母が1年以上拘禁されている児童
8. 婚姻しないで生まれた児童
9. 父、母ともに不明である児童（孤児など）

支給額（令和3年4月現在） ※所得制限あり。

| 区分 | 全部支給（月額） | 一部支給（月額） |
|-------------|----------|-----------------|
| 児童1人目のとき | 43,160円 | 10,180円～43,150円 |
| 児童2人目の加算額 | 10,190円 | 5,100円～10,180円 |
| 児童3人目以降の加算額 | 6,110円 | 3,060円～6,100円 |

<広告>

◆幼児コース
◆小学生コース
◆中学生コース
◆高校生コース
◆大人趣味の英会話コース

お気軽にお問い合わせ下さい。
串本教室 ☎0735- 講師 名田 真佐美
サンゴ台教室 62-5583



医療

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

●子ども医療費助成制度

対象者

中学校卒業までの子ども(15歳になった日以後最初の3月31日までの方)

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を助成します。

●ひとり親家庭医療費助成制度

対象者

ひとり親家庭の父母等と、扶養されている児童(18歳になった日以後最初の3月31日までの方)

※所得制限あり

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を助成します。

小・中学校

問 教育委員会教育課教育指導グループ ☎67-7260

学校一覧

| 学校名 | 住所 | 電話番号 |
|--------|-----------|---------|
| 串本西小学校 | 有田410 | 66-0330 |
| 串本小学校 | 串本776 | 62-0039 |
| 潮岬小学校 | 潮岬3136 | 62-0506 |
| 出雲小学校 | 出雲1617-21 | 62-0186 |
| 大島小学校 | 須江1577-11 | 65-0245 |
| 橋杭小学校 | 串本2000-12 | 62-0340 |
| 西向小学校 | 西向638 | 72-0137 |
| 古座小学校 | 中湊160 | 72-0077 |
| 田原小学校 | 田原725 | 74-0811 |
| 串本西中学校 | 田並1300 | 66-0013 |
| 串本中学校 | 串本1620 | 62-0165 |
| 潮岬中学校 | 潮岬3349-13 | 62-0502 |
| 西向中学校 | 西向922 | 72-1675 |



入学・転学・校区外就学等

●入学について

教育委員会から入学前の健康診断に関するお知らせや、入学通知を送付しています。引越し等で現在の進学予定校区と異なることが判明した時は、お知らせください。

●転学について

町内での引越しや町外へ引越する場合は通学中の学校、引越し先市町村教育委員会へ「いつ、どこの学校へ」転校するのかを連絡してください。

町外から引越してきた場合は教育課へ「いつ、どこの学校へ」通学予定なのかを連絡してください。

●校区外就学について

原則、住所によって通学する学校が指定されています。ただし、特別な事情がある場合は、指定校以外への通学が認められる場合があります。詳しくは教育課へご相談ください。

就学援助

串本町に住所を有する児童生徒、町立の小学校・中学校に就学する児童生徒に対して、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者に対し、学用品費等の学校生活を送る上で必要となる費用を援助しています。援助を受けるに当たっては審査があります。詳しくは教育課へご相談ください。

通学費補助

自転車を利用して町内の小学校・中学校に通学する児童・生徒であり、特定の要件を満たす者の保護者に対し、費用の一部補助、ヘルメットを支給しています。(原則校区外就学許可者は対象としていません。)

奨学金

●高校等奨学金

経済的な理由により修学が困難な者に対し、勉学を支援することにより教育の機会均等に資することを目的として、高等学校等の生徒を対象に、月額5,000円の奨学金を給付しています。

●大学進学等奨学金

大学等に進学した学生の生計を維持する者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる場合、月額40,000円の奨学金を無利子で貸与しています。

いずれの奨学金も給付または貸与条件がありますので、詳しくは教育課にお問い合わせください。



介護・福祉

介護保険

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

介護が必要になったら

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

対象者

- ・65歳以上の方(第1号被保険者)
原因を問わず日常生活に介護や支援が必要となったとき
- ・40～64歳の方(第2号被保険者)
政令で定められた病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要となる時

1. 申請

介護サービスの利用を希望する方は、町の窓口で「要介護認定」の申請を行います。(家族でも可)

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

2. 認定調査

調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、医師が心身の状況についての意見書を作成します。

3. 審査・判定

認定調査の結果によるコンピュータ判定(一次判定)と、医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査(二次判定)し、要介護状態区分の判定が行われます。
※「介護認定審査会」は、医療・保健・福祉の専門家で構成されています。

4. 認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」[要支援1・2][要介護1～5]までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

| 非該当(自立) | 要支援1・2 | 要介護1～5 |
|-------------------|--|---------------------------------|
| 介護保険サービスは利用できません。 | 要支援者に対する地域支援事業、介護予防サービス、地域密着型サービスの一部が利用できます。 | 在宅サービス、施設サービスと地域密着型サービスが利用できます。 |

5. 介護サービス・介護予防サービス計画の作成

実際にサービスを利用する前に、認定結果を基に介護サービスはケアマネジャー(介護支援専門員)、介護予防サービスは地域包括支援センターで介護サービス・介護予防サービス計画を作成します。施設に入所して利用するサービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用します。

6. サービスの利用

介護サービス・介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割(一定以上の所得のある方は2～3割)です。
※保険料が未納の場合、給付制限があり、利用者負担が3割になることがあります。
※介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、サービス利用時には必ず町の窓口や担当ケアマネジャーに確認してください。

〈広告〉



一灯照隅

- 介護老人福祉施設 特別養護老人ホームにしき園
- 介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム 上野山にしき園
- 短期入所生活介護 にしき園指定短期入所生活介護事業所 ショートステイ上野山にしき園
- 通所介護 にしき園指定通所介護事業所
- 居宅介護支援 にしき園指定居宅介護事業所
- 訪問介護 にしき園指定訪問介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護 グループホーム潮岬あゆみ園
- 小規模多機能型居宅介護 ほっとハウスうわの園
- 住宅型有料老人ホーム 二色あゆみ園
- にしき園診療所



社会福祉法人 串本福祉会

http://www.nishikien.ne.jp TEL 0735-62-5165(代) FAX 0735-62-5338 和歌山県東牟婁郡串本町二色160



【1か月のサービス利用額の目安】

要介護状態区分ごとに1か月に居宅サービスで利用できる上限(支給限度額)が設定されています。限度額を超えたサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

| 居宅サービスの1か月の支給限度額の目安 | |
|---------------------|-----------|
| 要介護度 | 支給限度額(月額) |
| 要支援1 | 5万320円 |
| 要支援2 | 10万5,310円 |
| 要介護1 | 16万7,650円 |
| 要介護2 | 19万7,050円 |
| 要介護3 | 27万480円 |
| 要介護4 | 30万9,380円 |
| 要介護5 | 36万2,170円 |

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

要介護・要支援認定を受けなくても、「基本チェックリスト」により国が定める基準に該当すれば、要支援1で受けられるサービスと同等の地域支援事業(ホームヘルプサービス、デイサービス)を利用することができます。

対象者

・65歳以上の方(第1号被保険者)

1. 申請

総合事業の利用を希望する方は、地域包括支援センター(☎62-6005)の窓口で申請を行います。心身の状況について聞き取りを行いますので、ご本人がお越しください。

申請に必要なもの

介護保険被保険者証

介護保険で利用できるサービス

☎ 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

●ケアプランの作成や居宅サービス利用に係る支援 居宅介護支援

要介護の方を対象に、ケアマネジャーに居宅介護サービス計画を作成してもらうほか、居宅介護サービスの利用支援が受けられます。

介護予防支援

要支援の方を対象に、地域包括支援センターの職員などに介護予防サービス計画を作成してもらうほか、介護予防サービスの利用支援が受けられます。

●居宅サービス

訪問介護【ホームヘルプ】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助が受けられます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらうなど、入浴の介助が受けられます。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリテーションが受けられます。

2. 基本チェックリストと聞き取りによる判定

25項目の簡単な質問にチェックリストで回答していただきます。また、その際に心身の状況などについて地域包括支援センター職員が聞き取りを行い、国が定める基準に該当すれば総合事業対象者として認定され、その結果が通知されます。

3. 介護予防ケアマネジメント計画の作成

実際にサービスを利用する前に、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント計画を作成します。

4. サービスの利用

介護予防ケアマネジメント計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は要支援・要介護認定を受けた場合と同様となっています。

※総合事業の対象となるサービスは地域支援事業のみとなります。福祉用具の貸与・購入や住宅改修などは対象外となりますのでご注意ください。

1か月のサービス利用額の目安

1か月に地域支援事業のサービスで利用できる上限(支給限度額)は5万320円まで(要支援1と同等)となります。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導が受けられます。

訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などが受けられます。

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンター(日帰り介護施設)に通い、食事、入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションが受けられます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、機能訓練などが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けられるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

※介護予防サービスは、要支援1・2の方を対象としていますので、状態の改善と悪化の予防を目的とした内容となります。

●施設サービス

※要支援1・2の方は施設サービスを利用できません。

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

日常生活において常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。(新規入所は、原則、要介護3以上)

介護老人保健施設【老人保健施設】

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

介護療養型医療施設【療養病床など】

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。※2024年3月末に廃止予定。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護が一体的に受けられます。

●地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に來てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2のみ)【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援1・2の方が利用できるサービスは、()書きのものです。※上記のほかにも、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがあります。新規に入所できるのは、原則要介護3以上の方です。

●福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

心身の機能が低下した方に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

[車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置(※要介護4・5の方のみ)、*手すり、*スロープ、*歩行器、*歩行補助つえ]

※要支援1・2、要介護1の方は、原則として*の用具のみの利用となります。

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

対象となる福祉用具(腰掛便座、入浴補助用具など)の購入費を支給します。(上限は年間10万円)

※事業者指定制度が導入され、県の指定を受けていない販売業者から購入した福祉用具は保険給付の対象外となります。

※受領委任状を利用する場合は、事前の申請が必要です。

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

対象となる改修(手すりの取り付け、段差の解消など)の費用を支給します。(上限20万円)

※事前の申請が必要です。

●地域支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方及び基本チェックリストにより対象者となった方について、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を受けられる訪問型サービスや、機能訓練や集いの場などの通所型サービス、適切にサービスを受けるための介護予防ケアマネジメント計画作成等のサービスが受けられます。

一般介護予防事業

65歳以上の方及びその支援のための活動に係わる方を対象に、介護予防教室などが受けられます。

〈広告〉



今日摘んでも、明日また葉を伸ばす明日葉(あしたば)
いつまでも生きがいを持って楽しい在宅生活を

高齢者応援
明日葉の郷

介護のご相談窓口・居宅介護支援事業所 明日葉の郷
介護ヘルパー・介護タクシーまりん/デイサービス明日葉の郷

株式会社 明日葉の郷
〒649-3502 東牟婁郡串本町潮岬2688番地の7
電話 0735-67-7887 FAX 0735-67-7888
E-mail ; marine-care@river.ocn.ne.jp

串本町地域包括支援センター

問 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となって専門知識を活かし、介護予防ケアマネジメントをはじめ総合的な相談や権利擁護など、さまざまな支援を行います。高齢者の皆さんが健やかに住み慣れた地域で生活を続けていくためにも、地域包括支援センターをご利用ください。

総合相談

地域包括支援センターでは、高齢者の困りごとや心配なこと、介護保険の利用方法などのご相談を受けています。

●要支援1及び2の認定を受けた方と総合事業対象者(65歳以上で、基本チェックリストの基準に該当した方)のケアマネジメント

ヘルパーやデイサービスなどの利用に関するケアマネジメントを行っています。

認知症サポーターの養成

認知症の方や家族が安心して暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、状況に応じて声かけ等ができる「認知症サポーター」の養成講座を随時開催しています。

認知症について専門的な知識を持つ講師「キャラバンメイト」を派遣します。

対象

会社・自治会・学校・サークルなど
※講師派遣、受講は無料です。

高齢者虐待防止に関する相談受付

高齢者虐待を疑われるような場面に会った場合、見て見ぬふりをするのは、法的にもルール違反であることが平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止法」に明記されました(通報義務)。ご相談いただいた方に関する情報は、守秘義務により、外に漏れることはありません。虐待かどうかの判断は、情報を確認し、公的機関で行います。

何か心配なことに気付いた場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

成年後見制度利用についての相談受付

認知症・知的障がい・精神障がいにより、物事を判断する能力が十分でない高齢者の権利を守るために「成年後見人等(援護者)」を選ぶことで、高齢者を法的に支援する制度＝成年後見制度の申請のご相談を受けます。

対象者

判断の能力が不十分な認知症・知的障がいおよび精神障がいのある高齢者(65歳以上の方)
※家庭裁判所の審判申し立てに要する費用は必要です。ただし、配偶者または4親等以内の親族がいないか、音信不通の状況にあるなどの事情がある方については、別途審査します。

高齢者の福祉

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

配食サービス事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、指定サービス業者が弁当を届け、安否確認を行います。配食回数は1日2回までです。

対象者 高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯またはそれに準ずる世帯に属する高齢者等で、調理することが困難な方です。

利用者負担 1食あたり 500円
※申請が必要です。

家族介護用品支給事業

在宅において要介護1～5と認定された高齢者を介護している家族に、紙おむつや尿取りパットを支給することによって経済的負担の軽減を図ります。

支給限度

・要介護4～5で世帯全員が市町村民税非課税の場合、年間75,000円分までの紙おむつ等を支給します。
・常時失禁状態の要介護1～5までの方で、世帯全員が所得税非課税かつ要介護者本人が市町村民税非課税である場合、年間55,000円分までの紙おむつ等を支給します。
※毎年申請が必要です。

緊急通報システム運営事業

一人暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対処し、日常生活における不安の解消及び安全の確保を図るため、緊急通報システム装置を設置します。

対象者

在宅の65歳以上の心身病弱な独居高齢者または高齢者のみの世帯で、継続して安否の確認を要する方

利用者負担

設置費用は無料(電話回線等の通話料は別途必要)
※申請が必要です。

火災警報器取付け支援事業

75歳以上の独居高齢者世帯等に対し住宅用火災警報器の設置を支援し、生命及び財産を火災の被害から守ります。
※申請が必要です。

ねたきり老人等扶養手当

対象者

ねたきり老人等(下記のすべてに該当する方)を介護している方で、串本町に1年以上住所を有する方に支給します。
・要介護4または要介護5の認定を受けており、居宅において寝たきり状態にある方
・在宅で介助がなければ食事や排せつ等の日常生活に支障があると医師が認めた方
※申請が必要です。

手当額 年額60,000円(月額5,000円)

支給月 9月、3月

高齢者訪問理・美容サービス事業

外出が困難な在宅の高齢者に対して、訪問による理容・美容サービスを実施し、清潔で快適な在宅生活を送れるよう支援します。

対象者 「ねたきり老人等扶養手当」の対象者と同じ

利用者負担 1回あたり 2,000円

利用回数 最大4回/年
※申請書の提出月に応じて利用回数が異なります。
※毎年申請が必要です。

敬老祝金・敬老会事業

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝福するため、節目となる年齢の方に祝金を支給します。また、敬老会事業として、90歳以上の方に記念品を贈呈します。

敬老祝金

・77歳 5,000円 ・88歳 7,000円
・99歳 10,000円 ・100歳以上 20,000円

敬老会記念品

・90歳以上95歳未満 3,000円(商品券)
・95歳以上100歳未満 5,000円(商品券)
・100歳以上 10,000円(商品券)

老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通じて、健康づくりや社会活動に取り組み、生きがいをもって過ごしていただくため、各地域の老人クラブ(44 団体)の活動と、その老人クラブで構成する老人クラブ連合会の活動を支援しています。

老人憩の家

地域での高齢者の健康増進、教養の向上とレクリエーションのための場を提供する集会所的施設です。65歳以上の方が利用できます。

| 名称 | 所在地 |
|----------------|--|
| 串本町老人憩の家「わかしお」 | 串本町串本1252番地 |
| 串本町老人憩の家「鶴ヶ浜」 | 串本町西向1493番地1 ※現在、旧西向幼稚園を代替施設としています。 |
| 串本町老人憩の家「福寿荘」 | 串本町姫718番地 |

老人医療費助成制度

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

対象者

住民税非課税世帯に属する67～69歳の方で、収入・資産等の要件をすべて満たす方

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を通常の3割から2割負担に軽減します。

< 広告 >

認定 NPO 法人
日本理美容福祉協会
Japan Barber & Beauty Welfare Association

0735-67-7017
串本町潮岬2409

お気軽にお問い合わせ下さい

訪問理美容
和歌山南紀センター

理美容 着付け
華の香

出張着付け承ります
振袖・留袖・訪問着・喪服・普段着等
ヘアメイク

ご自宅
施設様
病院

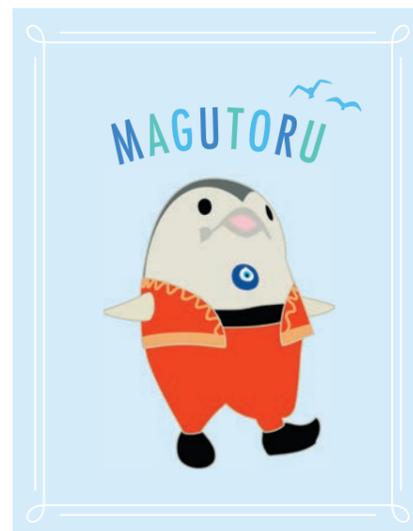
●カット ●パーマ ●カラー
●シャンプー ●顔そり

「福祉理美容士」
がお伺いいたします

<https://ribi-nannki.com/>

お気楽に
お問い合わせ
下さい

<https://hananoka-kimono.ribi-nannki.com/>



障がい者の福祉

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

障がい者・障がい児がその有する能力と適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行います。それにより、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

各種障害手帳

●身体障害者手帳

身体に永続すると認められる障がいがある方に、和歌山県より身体障害者手帳が交付されます。

交付申請手続

- 交付申請書 写真1枚
- 診断書(身体障害者福祉法第15条における指定医師が書いたもの)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

障がいの程度によって、1級から6級に区分されます。

●療育手帳

知的障がい者(児)への一貫した指導、相談を行い、種々の援助措置が受けられるよう、和歌山県より知的障がい者(児)に療育手帳が交付されます。

交付申請手続

- 交付申請書 写真1枚 診断書(18歳未満)
- 相談調査票(18歳以上)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

知的障がいの程度が、最重度の場合は「A1」、重度の場合は「A2」、中度の場合は「B1」、軽度の場合は「B2」と区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

交付申請手続

- 申請は、病院に初めてかかった日(初診)から6か月以上たった日からできます。
- 交付申請書 写真1枚
- 診断書(作成日が申請日から3か月以内のもの)又は精神障がいを支給事由とした障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることを証する書類(年金証書)の写し

障害程度の区分

精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定し、日常生活に支障をきたす程度が強い順に1級から3級に区分されます。

福祉タクシー事業

障がいのある方に対し福祉タクシー利用券を交付し、初乗りの基本料金を助成します。(年間12枚)

対象者

- 町内に継続して3か月以上居住している、次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級の方、又は種別が第1種のうち在宅介助を要する方
- 療育手帳の程度がA判定のうち在宅の方
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級のうち在宅の方

障害福祉サービス

●居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

●同行援護

視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時の移動の支援やその他の外出する際に必要な援助を行います。

●行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

●重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方の中でも介護の必要性が特に高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

●短期入所

自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●生活介護

常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

●療養介護

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

●自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

●就労移行支援

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

●就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

●就労継続支援(A型・B型)

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

●共同生活援助(グループホーム)

障がいがある方に、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

●施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している方に、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がいのある人が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行います。

●計画相談支援

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行います。

●地域移行支援

障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行います。

●地域定着支援

自宅で一人で生活している障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

その他の日常生活支援等

●移動支援

障がいのある方のうち、屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。

●日中一時支援

障がいのある方を障害福祉サービス事業所等で支援することにより、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や介護負担の一時的な軽減を図ります。

●地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会・社会交流の場を提供することで、障がいのあるひとの地域生活支援の促進を図ります。

●日常生活用具の給付等

障がいのある方に、障がいの内容や程度に応じて日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。(ただし、介護保険による給付を受けることができる場合は対象となりません。)
・日常生活用具…特殊寝台、入浴補助用具、ネプライザー、ストーマ装具、紙おむつ など

●補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方、障がいにより失われた機能を補うための補装具の購入費・修理費を支給します。(ただし、一部介護保険が優先します。)
・補装具…義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、補聴器 など

●住宅改修費の助成

一定の障がいのある方が、手すりの取り付けや床の段差解消などの住環境を整備する場合、費用の一部を助成します。(ただし、介護保険が優先します。)

●自動車改造の助成

一定の障がいのある方が、就労などのために自分が所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する場合の費用に対して、10万円を限度として助成します。(所得制限あり)

●手話通訳者等の派遣

聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者を派遣します。

●成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

〈広告〉



NPO法人くまさん
障害福祉サービス
福祉タクシー

080-5700-6883
FAX 0735-62-5556

串本町潮岬207-1

障害児通所支援事業

●児童発達支援事業

療育の観点から集団療育または個別療育を行う必要性があると認められる未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

●医療型児童発達支援事業

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。また、身体の状態により治療も行います。

●放課後等デイサービス事業

就学しており、授業の終了後または学校が休みの時などに支援が必要と認められた障がいのある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●保育所等訪問支援事業

障がい児施設などで指導経験がある児童指導員や保育士が保育所を訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。

●障害児相談支援

障がい児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

医療

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

●重度心身障害児(者)医療費助成制度

対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級
- ・療育手帳A判定
- ・特別児童扶養手当1級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ※所得制限あり

制度の内容

保険適用医療費の自己負担額を助成します。
※身体障害者手帳3級は住民税非課税世帯の入院にかかる医療費のみ助成

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562

●自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がいを軽減して日常生活能力、就業能力を回復・改善することを目的として、指定された医療機関で行われる治療(手術)にかかる医療費を助成します。

原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

●自立支援医療(育成医療)

身体に障がいや有するまたは現存する疾患を放置した場合に身体に障がいが残ると認められる18歳未満の児童で、生活能力を得るため、手術などにより確実な治療効果の見込みのある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

●自立支援医療(精神通院医療)

精神に障がいや有し、継続的に通院による医療の必要がある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

ひきこもり者支援

問 福祉課 ☎62-0562

仕事や学校に行けておらず、かつ家族以外の人との交流がほとんどできずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の15歳以上の方を対象に、ご本人やご家族からの相談、社会体験活動への参加など支援し、「居場所」を提供することを目的とした、ひきこもり者社会参加支援センターが開設されています。見学や体験をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【ひきこもり者社会参加支援センター「あづまプラッツ」】
〒647-0073 新宮市木ノ川169-3
☎・FAX 0735-31-7730

生活保護制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、暮らしに困っている世帯に最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援することを目的としています。保護の決定は、福祉事務所を設置している和歌山県が行います。詳しくは福祉課又は下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】
〒649-4122 串本町西向193
☎0735-72-0525
FAX0735-72-2739

生活困窮者自立支援制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立の促進を図ります。福祉事務所を設置している和歌山県が窓口となりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】
〒649-4122 串本町西向193
☎0735-72-0525
FAX0735-72-2739

県の手当、町の手当

| 手当の種類 | 支給要件 | 支給額等 |
|-------------|--|---|
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。(所得による支給制限あり) | 1級 月額52,500円 2級 月額34,970円 (令和3年時点) ※手当の額は毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。 |
| 障害児福祉手当 | 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。(所得による支給制限あり) | 月額14,880円 (令和3年度) |
| 特別障害者手当 | 精神または身体に著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者(20歳以上)に支給されます。(所得による支給制限あり) | 月額27,350円 (令和3年度) |
| 福祉手当(経過措置分) | 従来の福祉手当受給資格者のうち公的年金も支給されない方に支給されます。(所得による支給制限あり) ※ただし、次の場合には手当を受給できません。 ・障がいを支給事由とする給付で、政令で定めるものを受けるとき ・身体障害者療護施設その他これに類する施設などに入所しているとき | 月額14,880円 |
| 心身障害者扶養共済 | 障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったときに、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金を支給します。県の条例に基づいて実施されています。 | |

| 手当の種類 | 支給要件 | 支給額等 |
|--------------|--|--|
| 心身障害児(者)福祉年金 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている障がい児・者に支給します。ただし、年間所得が10万円以上ある方は対象とならず、20歳以上の身体障害者手帳・精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方については、障がい者程度等級が1級以上の方に限ります。 | 年額3万円 |
| 心身障害児福祉手当 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する20歳以下の方のうち、児童手当や重度心身障害児(者)医療費助成制度を受けている方以外の方に手当を支給します。 | ・在宅の心身障がい児 年額48,400円 ・在宅以外の心身障がい児 年額14,600円 |
| 心身障害児奨学金 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する6歳から20歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある方で、町長が認める町外の学校に通学している方に支給します。 | 年額15,600円 |



民生委員・児童委員

問 福祉課 ☎62-0562

民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、援助を必要としている地域住民のよき相談相手となり、関係機関とのパイプ役として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された委員は、児童福祉に関する相談を専門的に担当しています。

いずれも秘密を厳守しますので、相談者のプライバシーは守られます。

串本町立和深総合センター

問 串本町立和深総合センター ☎67-0174

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談員を配置し、日常生活の悩みや不安等について相談に応じています。

また、毎週火曜日に和深地域(田子～里川)の65歳以上の元気な老人を対象としたデイサービス事業を行い、地域住民の交流を図りながら生きがいづくりや介護予防に取り組んでいます。

その他

サンゴの湯優待入浴券

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方に対し、串本温泉浴場「サンゴの湯」の優待入浴券を発行しています。(通常入浴料 大人500円)

◎250円割引券

対象者 町内に住所を有する70歳以上の方

◎350円割引券

対象者 生活保護法適用者
身体障害者福祉法適用者
精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方

※優待入浴券の発行を希望される方は、対象となること
がわかるもの(保険証、障害者手帳等)をご用意のうえ、
役場窓口で申請をしてください。

※優待入浴券は入浴する際に必ず提示してください。
提示されない場合は適用されませんので、ご注意ください。

串本町コミュニティバス料金の割引

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方は、バス利用料が100円になります。

・障害者手帳等をお持ちの方
・介護保険の要介護、要支援または事業対象者の認定を受けた方

・要介護者等又は「介護付用」の表示がある障害者手帳を所持されている方と同乗される介護者の方

※乗車時に対象であることがわかる保険証または手帳を必ず提示してください。提示されない場合は適用されませんので、ご注意ください。



健康・保健

母子の保健

問 福祉課串本町子育て世代包括支援センター ☎67-7007

一般不妊治療費助成

少子化社会の中で不妊に悩むご夫婦に、一般不妊治療に要する費用の一部を助成します。

助成対象者

- 次の要件をすべて満たす方
- 1.夫婦(事実婚関係にあることを町長が認めるものを含む)のいずれか一方あるいは両者が県内に1年以上住民登録をしており、申請日に本町に住民登録していること
 - 2.各種医療保険に加入していること

対象治療

- ・医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療
- ・医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を除く治療
- ・治療の一環として行われる検査、及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査
- ・医療保険適用の有無に関わらず、不育治療及び検査

助成内容

1子ごとに連続する2年間とし、1年度につき3万円を限度に助成(2年間で上限6万円)

特定不妊治療費助成

和歌山県では、不妊に悩むご夫婦に対して、特定不妊治療にかかる費用の一部を和歌山県特定不妊治療費助成事業として助成しています。串本町では更なる自己負担額の軽減を図るための上乗せ助成を実施します。

助成対象者

- 不妊に悩むご夫婦のうち、次の要件をすべて満たす方
- 1.夫婦(事実婚関係にあることを町長が認めるものを含む)のいずれか一方が串本町に住民登録していること
 - 2.和歌山県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けていること
 - 3.夫婦のいずれもが町税等を完納していること

対象治療

平成29年4月1日以降に特定不妊治療を終了する特定不妊治療
※第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療費などの対象外治療があります。

助成内容

1回の治療に要する費用から和歌山県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額とし、治療内容により上乗せ金額が異なります。

母子健康手帳の交付

母子健康手帳には、妊娠・出産の過程や、お子さんの出生からの発育成長の様子、健診や健康相談の結果、予防接種などの記録ができます。

交付に必要なもの

- 妊娠届出書
- 本人確認書類(免許証、保険証など)
- マイナンバーを確認できるもの

交付場所

子育て世代包括支援センター



健康・保健

〈広告〉

お気に入りの見つけよう

KUSHIMOTO TOWN PHOTO GALLERY

医療法人 芳純会

潮岬病院
串本町潮岬417 ☎0735-62-0888

精神障害者グループホーム ミサキハイツ
串本町潮岬430-1 ☎0735-62-4881

みさきメンタルクリニック
串本町串本2113-2 ☎0735-69-2888

デイケア みさき
串本町串本2113-2 ☎0735-69-2889

精神障害者グループホーム サンマリンハイツ
串本町串本2113-2 ☎0735-69-2900

芳純会 検索

医療法人 健佑会

http://www.i-kenyukai.com 検索

東牟婁郡串本町有田499-1 串本有田病院内
TEL.0735-66-1021(代議) FAX.0735-66-1620

串本有田病院
東牟婁郡串本町有田499-1
TEL.0735-66-1021(代) FAX.0735-66-1620

けんゆうクリニック
東牟婁郡串本町串本1790
TEL.0735-62-5080(代) FAX.0735-62-4845

串本リハビリテーションセンター
東牟婁郡串本町串本259-6
TEL.0735-62-3600(代) FAX.0735-62-3694

健佑訪問看護ステーション
東牟婁郡串本町串本2383
TEL・FAX.0735-62-7690

けんゆう相談センター
東牟婁郡串本町串本1767
TEL.0735-69-2120 FAX.0735-62-2841

介護老人保健施設けんゆう苑
西牟婁郡すさみ町江住上三平見800
TEL.0739-58-0500(代) FAX.0739-58-0553



妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査費用の助成

妊娠期の健康状態を診てもらうために、健康診査を受けましょう。和歌山県内の委託医療機関・委託助産所で受ける妊婦健康診査に、14回分の費用を助成しています。また、妊婦歯科健康診査を1回、公費負担で指定医療機関において実施します。

妊婦届出時に助成券を交付します。

●県外医療機関等妊婦健康診査助成事業

里帰り等により県外で妊婦健康診査を受診した対象となる妊婦に、県外の医療機関で受けた妊婦健康診査の費用を串本町で決定する上限額で助成しています。

教室

●パパママ教室

妊娠中健やかに過ごし、安心して出産・育児にのぞめるように産前・出産・産後の母のからだと心の変化や子どもの育児について実際に体験したりイメージできる教室です。

初めてパパ・ママになる方やベテランパパ・ママのための教室です。

日程等の詳細については毎月の広報にて案内しています。

●離乳食教室

離乳食の進め方の話、調理実習、相談を行います。優先対象者の方には子育て世代包括支援センターより案内します。

対象者 1歳までの子どもの保護者

実施期間 年4回

産前産後サポート事業

妊娠出産子育てに関する不安や悩みなどをママ友・専門家・先輩ママに何でも相談できる場を目指し、女子会やヨガ、ハンドメイドの会、クッキングの会を開催しています。日程等の詳細については毎月の広報にて案内しています。

産後ケア事業

対象となる生後1歳未満のお子さんとお母さんに町と委託契約した医療機関・助産所で、「宿泊」「デイサービス(日帰り)」で助産師等による、お母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を実施しています。

発達支援事業

子どもの発達に気がかりのある親子を対象としています。

【発達支援親子教室】

未就園児「きらきらくらぶ」 2回/月

就園児 「おひさまくらぶ」 1回/月

【発達相談事業】

赤ちゃん訪問

出生後4か月ぐらいまでの乳児を対象に保健師等が家庭訪問を行います。串本町で実施している健康診査・健康相談・予防接種などの説明や、お子さんの発育を見ながら育児相談にも応じます。

乳幼児健診・健康相談など

子どもの節目月齢に応じて、乳幼児健康診査を行っています。

●4か月児・10か月児健康診査

4か月児・10か月児を対象に、身体計測、発達チェック、診察(内科)などを行います。対象者に通知します。

●1歳8か月児健康診査

1歳8か月児を対象に、身体計測、発達チェック、診察(内科・歯科)などを行います。対象者に通知します。

●2歳6か月児歯科健診・相談

2歳6か月児を対象に、歯科健診、ブラッシング指導、身体計測、発達チェックなどを行います。対象者に通知します。

●3歳6か月児健康診査

3歳6か月児を対象に、身体計測、尿検査、スポットビジョンスクリーナー、発達チェック、診察(内科・歯科)などを行います。対象者に通知します。

新生児聴覚検査費用の助成

新生児聴覚検査とは生まれてきたお子さんの聞こえについての簡易検査です。聞こえにくさは気付かれにくいので、早期発見できるように出生後できるだけ早く新生児聴覚検査を受けましょう。妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票をお渡しします。

対象者

- (1)生後6か月未満で初めて新生児聴覚検査を受けた方
- (2)新生児聴覚検査を受診した日と助成交付を受ける両日において串本町に住民票のある方
- (3)他の市町村で新生児聴覚検査に係る助成を受けていない方

検査内容

自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)または、耳音響放射検査(OAE)
どちらも赤ちゃんが眠っている間に短時間で安全に行える検査です。

助成額

上限5,000円(検査費が5,000円に満たない場合はその金額)
※確認検査を行った場合はその費用についても上限5,000円で助成

・契約医療機関で受診された方は検査を受ける際に新生児聴覚検査受診票を医療機関に提出し、検査費用が5,000円を上回る場合は、超過分を医療機関へお支払いください。契約医療機関以外で新生児聴覚検査を受診された方は、子育て世代包括支援センターへ検査を受けた日から6か月以内に申請してください。

子どもの予防接種

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫(病気に対する抵抗力)は、生後3か月くらいから自然に失われていきます。さまざまな感染症から赤ちゃんを守るために、予防接種について正しい知識をもち、時期を守って受けましょう。

【定期予防接種】

- ・ヒブワクチン
- ・小児用肺炎球菌
- ・四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ)
- ・BCG(結核)
- ・麻しん・風しん混合(MR)
- ・水痘
- ・日本脳炎
- ・二種混合(ジフテリア・破傷風)
- ・子宮頸がん
- ・B型肝炎
- ・ロタウイルス

対象者に通知します。転入された方は、子育て世代包括支援センターまでお問い合わせください。

法改正などがある場合、広報、個別通知でお知らせします。

【任意予防注射】

- ・こどもインフルエンザ

成人の保健

問 福祉課保健センター ☎62-6206

各種がん検診

日本人の死因上位であるがんの早期発見・早期治療を目的に、集団検診・個別検診でがん検診を行います。

対象者など

- ・胃がん検診(バリウムまたは胃カメラ)
50歳以上(1回/2年)
- ・大腸がん検診
40歳以上
- ・肺がん検診
40歳以上
- ・乳がん検診(マンモグラフィ)
40歳以上女性(1回/2年)
- ・子宮頸がん検診
20歳以上女性(1回/2年)

特定健診

各医療保険者から通知がきます。各保険者にお問合せ下さい。串本町国民健康保険に加入されている方は、40ページをご覧ください。

骨粗しょう症検診

くしもと町立病院、けんゆうクリニックで骨粗しょう症検診を実施します。

対象者 50歳、55歳になる串本町民の女性(対象者には個別に通知します)

受診料 無料

歯周病検診

県内の指定歯科医院で、歯周病検診を実施します。

対象者 40歳・50歳・60歳・70歳になる串本町民(個別通知します)

受診料 無料

成人の予防接種

町では、下記の予防接種の費用助成事業を実施しています。対象者には、広報や個別通知でお知らせします。

【定期予防接種】

- ・高齢者肺炎球菌予防接種
- ・インフルエンザ予防接種

健康相談

個別相談、血圧測定、検尿、骨密度測定(のみ要予約)

日時・場所 随時広報にてお知らせします

くしもと町立病院

問 くしもと町立病院 ☎62-7111

●受診案内

玄関開扉時間 午前7時

受付時間 平日(休診日以外)
午前7時30分から午前11時30分まで
耳鼻咽喉科、泌尿器科は午前7時30分から午前11時まで
※都合により受付時間を変更する場合があります。

面会時間 午後1時から午後8時まで
(新生児室/午後3時から午後7時まで)
※感染症の流行状況によっては、面会を制限する場合があります。

消灯時間 午後9時

休診日 土・日・祝日・年末年始
(12月29日から1月3日)

救急診療 担当医師によって診察可能な症状が制限される場合があります。
来院の前にご確認ください。 ☎62-7111

●診療科

標榜診療科目 内科、外科、整形リハビリテーション科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科
※脳神経外科は令和2年4月から休診

病床数 一般病床 90床
医療型療養病床 40床
合計 130床

●地域医療連携室

地域医療連携室は地域の皆様が、医療をより身近に安心して受けられるように、様々な相談をお受けしています。受診・転院のご相談、入院・入院生活、退院後の不安など患者様はもとよりご家族、関係機関の皆様とともに問題解決に向け考えていきます。
お気軽にご相談ください。



住まいと暮らし

ごみ

問 住民課環境グループ ☎67-7217 宝嶋クリーンセンター ☎74-0017 串本町リサイクルセンター ☎66-0629

ごみの収集について

- 家庭から出るごみを収集に出す場合は、町指定家庭用ごみ袋を使用し、決められた収集日の朝【原則として、7時30分まで】に出してください。
- ごみの収集日は、地区ごとに決められていますので、各家庭に配布している「ごみカレンダー」をご覧ください。なお、町指定ごみ袋を使用していない場合や、きちんと分別がされていない場合又は、収集日、収集時間を守っていない場合は、収集を行いませんので、ご注意ください。
- 一度に大量のごみが出た場合や、粗大ごみは宝嶋クリーンセンターまたは、串本町リサイクルセンターへ直接持込んでください。
- 一度に出すごみの量は【3袋】までとするようお願いします。※詳細はごみカレンダーをご確認ください。

町指定ごみ袋

●家庭用

| | | | |
|----------------|--------|---------|---------|
| 可燃ごみ専用 | 大50ℓ | 1冊(10枚) | 200円 |
| | 小30ℓ | 1冊(10枚) | 120円 |
| | 特小15ℓ | 1冊(10枚) | 80円 |
| 埋立ごみ専用 | 大50ℓ | 1冊(10枚) | 200円 |
| | 小30ℓ | 1冊(10枚) | 120円 |
| | 資源ごみ専用 | 大50ℓ | 1冊(10枚) |
| | 小30ℓ | 1冊(10枚) | 120円 |
| ビニール・廃プラスチック専用 | 大50ℓ | 1冊(10枚) | 200円 |
| | 小30ℓ | 1冊(10枚) | 120円 |

ごみ処理施設のご案内

宝嶋クリーンセンター (TEL 74-0017)
串本町田原4176番地1

受付時間 ●平日 午前8時30分～午後3時30分
●第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

持ち込めるごみの種類 可燃ごみ・可燃粗大ごみ

指定ゴミ袋に入っていない粗大ごみは別料金

10kgにつき52.8円(税込)
※10円未満切り捨て

その他 12月29日～1月3日、祝日は閉場

串本町リサイクルセンター (TEL 66-0629)
串本町田原2288番地1

受付時間 ●平日 午前8時30分～午後3時30分
●第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

持ち込めるごみの種類 埋立ごみ、資源ごみ、古紙類、不燃粗大ごみ、ビニール、廃プラスチック類、乾電池、ペットボトル、乾電池スチロール

指定ゴミ袋に入っていない粗大ごみは別料金

10kgにつき52.8円(税込)
※10円未満切り捨て

その他 12月29日～1月3日、祝日は閉場

宝嶋クリーンセンター

串本町リサイクルセンター

ごみは正しく分別
みわなで美しいまちづくり

可燃ごみ
資源ごみ
埋立ごみ
乾電池
乾電池スチロール
ペットボトル
古紙類

高齢者等特別収集

問 住民課環境グループ ☎67-7217

- 対象となる世帯で、処理施設に搬入する手段がない場合に収集します。
- 事前に申し込みが必要です。

料金 1,040円

- 対象
- 高齢者(70歳以上)のみの世帯
 - 生活保護世帯
 - 重度の障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ※但し、1世帯につき年度内1回のみ、軽トラック1車分までとなります。

生ごみ処理容器等購入費補助制度

- 家庭用 生ごみ処理容器等購入費補助制度
- 各家庭から排出される生ごみの減量化、資源化を図るため、補助金を交付しています。

家庭用生ごみ処理容器等

| 種類 | 補助金額 | 補助個数 |
|--------|---------------------------|---------|
| コンポスト | 1個当たり3,000円を限度とし販売価格の1/2 | 一世帯1個 |
| EM容器 | 1個当たり3,000円を限度とし販売価格の1/2 | 一世帯2個まで |
| 電気式処理機 | 1台当たり20,000円を限度とし販売価格の1/2 | 一世帯1台 |

- ただし
- 消費税、配達料等は補助対象外です。
 - 百円未満の額は、切り捨てになります。
- 補助金の交付対象 次に掲げる全ての要件に該当する方。
- 本町の住民基本台帳に記載されている方。
 - 町内の販売店から容器等を購入した方。
 - 周辺住民に迷惑がかからないよう維持管理の徹底を行ない、ごみの減量化及び堆肥などの活用、資源化を図ることができる方。
 - 町税等を滞納していない方。

必要添付書類

- 領収書 保証書(電気式生ごみ処理機の場合)
- 町税等納付状況調査同意書

水道

問 水道課 ☎67-7218

各種手続きについて

下記の手続きは、平日に水道課で所定の様式により事前に手続きをお願いします。郵送による届出も受け付けています。

| 手続き内容 | 事由 | 手数料 | 受付時間 |
|--------|-----------------------------|------------------------|--------------------|
| 水道使用開始 | 転入、転居、帰省等で水道を使用するとき | 750円/回 ※水道料金とあわせて請求 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 水道使用中止 | 転出、転居、長期間留守にする等で水道の使用をやめるとき | | |
| 名義変更 | 水道の給水契約者が変わるとき | - | ※土日祝日及び年末年始の休日を除く |
| 送付先変更 | 請求書などの送付先を変更するとき | | |
| その他 | 上記以外 | | |

※水道使用開始の申込をせず水道を使用した場合、無断使用となり、串本町給水条例第37条の規定により過料が科されることがあります。

なお、無断使用・漏水調査は随時行っていますので、ご協力をお願いします。
※手数料は、水道料金とあわせて請求させていただきます。
※年末年始・3～4月の転入シーズン・ゴールデンウィーク・お盆等の前後は、使用開始・中止が多くなりますので、できるだけお早めに届出いただきますようご協力をお願いします。

※土・日・祝日及び年末年始の休日は、受付並びに開栓・閉栓作業は行っておりません。

〈広告〉

浄化槽保守点検業 / 浄化槽清掃業
一般廃棄物収集運搬業 / 産業廃棄物収集運搬業
下水道 管路・処理施設維持管理
浄化槽工事業 / 一般建設業(管工事)
給排水設置工事指定工事店 / 下水道排水設備指定工事店
毒物劇物一般販売業 / 仮設トイレレンタル

株式会社尾崎衛生舎

串本町串本2455

TEL 0735-62-0040
FAX 0735-62-4085

〈広告〉

申本町一般廃棄物収集運搬業許可

井道清掃

代表 井道 一馬

串本町西向584-2
TEL 0735-72-0689

浄化槽維持管理・浄化槽清掃

(株)やぶね衛生舎

串本町西向435
TEL 72-0293 FAX 72-1804

給排水衛生設備工事
浄化槽設備工事
水まわりのリフォーム
クレーン作業
住宅設備機器販売
システムキッチン・ユニットバス施工等

申本町一般廃棄物収集運搬業許可

有限会社 谷工業所

串本町二色576
☎(0735)62-5381(代)



水道料金について

2か月に一度検針した使用水量に基づき水道料金を毎月お支払いいただきます。
※月の途中で開栓・閉栓をされた場合でも1か月分の基本料金がかかります。

| 支払い方法 | 詳細 | 必要なもの | 届出窓口 |
|---------|--|--|---------------------|
| 納付制 | 水道課から納付書を郵送し、取扱金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただくシステムです。 | - | 水道課 |
| 口座振替制 | 預金口座から自動的に料金を引き落とす制度です。 ※申込用紙は、町内の金融機関に置いています。町外の金融機関で申込まれる場合は、水道課へご連絡いただければ用紙を送付します。 | <input checked="" type="checkbox"/> 最近の「使用水量のお知らせ」などお客様番号の分かるもの <input checked="" type="checkbox"/> 預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(通帳届出印) | 取扱金融機関窓口 |
| クレジット精算 | Yahoo!JAPANが水道料金を立替払いし、クレジットカードご利用代金として、クレジットカード会社から請求する方法です ※クレジット精算の手続きには、Yahoo!JAPAN IDの取得とYahoo!ウォレットの登録が必要です。 ※クレジット精算をお申込みいただけるのは、メーターの口径が13mm、20mm、25mmのお客様です。 口径が40mm以上または法人のお客様は対象外となります。 ※Yahoo!公金支払い、Yahoo!ウォレットに登録されるお客様のクレジットカード情報は串本町水道課には通知されません。お客様ご自身のご判断で、お客様の責任においてお申し込みください。 ※水道開栓後すぐは、お客様のデータが反映されていない場合があるため、クレジット精算の登録ができない場合があります。水道開栓後初回検針までお待ちの上、お申し込みをお願いいたします。 ※クレジット精算をお申し込みいただいた場合でも、手続日によっては従来のお支払い方法で請求させていただきます。 | <input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード <input checked="" type="checkbox"/> 使用水量のお知らせに記載されている「お客様番号」及び「確認番号」 | Yahoo!公金支払い(ウェブサイト) |

※取扱金融機関

紀陽銀行／三十三銀行／きのくに信用金庫／近畿労働金庫／紀南農業協同組合／みくまの農業協同組合／なぎさ信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行(近畿2府4県のみ)

水道の管理等

給水装置は個人所有物

浄水場から配水された水道水は各家庭に引き込まれます。引き込むためには、給水管・止水栓・水道メーター(水道課が利用者に貸与して設置している)・蛇口などの“給水装置”を必要とします。“給水装置”は皆さんの負担により設置

するもので、皆さんの所有物ですので適切に管理してください。

ビル等で、一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、受水槽のボールタップまでを“給水装置”といいます。受水槽や屋上に設置されている高置水槽は、所有者や居住している利用者が管理することになっています。清掃や点検を行い、いつもきれいにしておきましょう。

〈広告〉

串本町 ゴミのことはお任せ下さい!

事業系ゴミ全般 産業廃棄物収集運搬業許可第3007064545号

飲食店・事業所・工場から排出されるゴミ

「粗大ゴミ」については「ご相談ください」

許可品目 廃プラ、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず

串本町一般廃棄物収集運搬許可

ヒロセ事業所

串本町高富364-1
☎090-1487-5893



検針にご協力ください

2か月に1回(奇数月)、使用水量の確認のため検針員がお伺いします。検針にご協力をお願いします。
 ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
 ・メーターボックスの中に泥やゴミが入らないようにしてください。
 ・犬はメーターボックスや出入り口から離れたところにつないでください。

【水道メーターによる漏水のチェック方法】

メーターと蛇口の間で漏水しているかどうかのチェックは簡単にできます。

1. 宅内の全ての蛇口を閉めてください(湯沸かし、ソーラー用のバルブなども忘れずに)
2. 水道メーターのパイロット(銀色のコマ)を確認してください。

もし、蛇口が閉まっていてパイロットが回転していれば漏水の疑いがあります。敷地や建物内から漏れて水道器具の故障がある場合は、串本町指定給水装置工事店に修理や工事を依頼してください。修理費用は利用者負担になりますので、事前に修理業者と費用などについてよく相談しておくといでしょう。

【メーターの取り付け】

水道メーターは、計量法により有効期限が8年間と定められています。水道事業所では、有効期限が満了になる前にメーターを順次取り替えています。ご協力をお願いします。

屋内配管などの変更は届出を

家の建て替えや増築などで水道の配管やメーターの位置を変更するときには、串本町指定給水装置工事店を通じて水道課への届出が必要になります。

断水時などのお願ひ

本管工事や漏水修理工事などでやむを得ず給水の制限や断水をする場合があります。このようなときには町内放送等により連絡を行いますので、ご協力をお願いします。万一障害が生じてもその責任を負いかねますのでご了承ください。

道路等で漏水しているときは、水道課までご連絡をお願いします。

合併処理浄化槽

問 住民課環境グループ

☎67-7217

台所やお風呂の生活雑排水とし尿をまとめて処理できる浄化槽のことです。

●特徴は…

1. 処理性能が優れている
生活排水の汚れを約10分の1(BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下)に減らします。
2. 短時間で設置
取り付け工事が簡単で、工期約1週間という短期間で設置できます。

●浄化槽設置整備事業

| 人槽区分 | ※補助限度額 |
|-------------------------------|----------|
| 5人槽 | 332,000円 |
| 6～7人槽 | 414,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 |
| 11～50人槽 (ただし、専用住宅又は併用住宅のみ) | 548,000円 |

※単独浄化槽から転換を行う場合の補助金額は、単独浄化槽撤去処分に係る費用に相当する額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)又は90,000円のいずれか低い額を補助金額に加算する。

補助金の対象

1. 補助対象地域に設置する50人槽以下の浄化槽
2. 浄化槽の維持管理を適正に行う方
3. 市町村税などを完納している方

※工事完了後、当該年度の3月20日までに実績報告書の提出が必要です。

●浄化槽は適正な維持管理が必要です

合併処理浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。合併処理浄化槽の維持管理は「保守点検、清掃、法定検査」に分かれ、浄化槽法で定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検(浄化槽法第10条)

浄化槽の各装置を点検して、正常な運転状況を確認し、調整・修理をします。

浄化槽の型により、和歌山県浄化槽取扱要綱に基づき点検回数が決まっています(20人槽以下で4か月ごとに1回)。点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼して行ってください。

清掃(浄化槽法第10条)

毎年1回、浄化槽内に生じた汚泥などを引き抜き、各装置の洗浄などを行います。

町の許可を受けた清掃業者に依頼して行ってください。

法定検査(浄化槽法第7・11条)

県知事が指定する、検査機関「公益社団法人和歌山県水質保全センター」が行います。

7条検査は、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に行ってください。

11条検査は、毎年1回行ってください。

浄化槽の維持管理状況を検査するもので、●外観検査(機能・外観の異常の有無) ●水質検査(放流水質の検査) ●書類検査(保守点検・清掃記録の有無と内容の確認)をします。

●「法定検査」は下記まで直接お申込みください

公益社団法人 和歌山県水質保全センター
〒640-8032 和歌山市南大工町26
☎073-432-6433(新宮事務所) ☎0735-23-1105
FAX073-432-6534

〈広告〉

事業系一般廃棄物 収集・運搬

稲生美掃サービス

串本町一般廃棄物収集運搬業許可



串本町高富12
☎0735-62-5028
FAX0735-62-4475



墓地

火葬

問 住民課環境グループ ☎67-7217

| | | |
|-------|-----|---------------|
| 串本火葬場 | 所在地 | 串本町串本奥野谷518番地 |
| 古座火葬場 | 所在地 | 串本町西向1004番地の2 |

※古座火葬場は、現在施設休止中です。

町営墓地

問 住民課環境グループ ☎67-7217

- 次の場合、届出が必要です
- ・墓地使用者が亡くなるなど、承継(名義変更)が必要なとき
 - ・墓地使用者の住所や氏名が変わったとき
 - ・墓地の移転や墓地を返還するとき
 - ・墓地内に墓石などの工作物の設置・改造を行うとき

消費生活

問 産業課商工観光グループ ☎62-0557

●消費生活

電話や訪問販売などで高額な商品やサービスを勧められ、被害に遭う人が増えています。必要がなければきっぱりと断りましょう。明確に拒否している人に、勧誘することは法令で禁止されています。(再勧誘の禁止)

最近の特殊詐欺の傾向として、電話をかける者が女性や老人の場合があり、従来から変化している事例も報告されています。

1人で悩まず、金銭の話が出た場合は、家族や警察・消費生活センターに相談しましょう。

手口の一例

| | |
|----------|--|
| 点検商法 | 点検は無料と言って宅内に入り、不安を煽って商品を買わせたり工事をさせる手口 |
| かたり商法 | 役場や警察などの公的機関やそれに近い企業から来たようにかたって、商品を売りつける手口 |
| 送りつけ商法 | 注文していない商品を勝手に送ってきて、代金を請求する手口 |
| 還付金などの詐欺 | 公務員等の職員になりすまして、還付金があるなどと言い、お金を振り込ませる手口 |
| 投資勧誘の詐欺 | 「元本保証」「必ず儲かる」などと言い、未公開株や社債を購入させる手口 |
| 架空請求詐欺 | 利用した覚えのないサイトの利用料や身に覚えのない借金など、架空の支払いを請求する手口 |

悪質商法などの被害に遭わない方法の一部

【1. 必要がなければ、はっきり断りましょう。】
断っている人に、再勧誘することは禁止されています。

【2. 儲け話を他人に教えることはありません。】
本当に確実に儲かるなら、自分で借金してでも行うのではないのでしょうか。また、よく知らないことには手を出さない方が無難です。

【3. 財産を含む個人情報は慎重に取り扱しましょう。】
預金通帳や印鑑をうかつに渡さないよう注意しましょう。

【4. 書面をよく読まずに署名したり、押印したりしないでください。】
契約をする時は、契約書をよく読み内容を確かめてから契約しましょう。契約したら、書類を大切に保管しましょう。

【5. 場合により、相手方の所属組織を確認しましょう。】
一例:折り返しの電話を行うと言って、組織と氏名を聞きましょう。折り返しの電話は、相手から聞いた電話番号ではなく、電話帳などで調べてかけ、その者に代わってもらいましょう。

【6. 「名義を貸して欲しい」に注意しましょう。】
名義を貸して欲しいと言われたら、関わらないほうがいいでしょう。名義を貸した後、警察などを騙る者から、「名義貸しは違法」とお金を騙しとられた事例があります。

【7. 無視するのが一番は、時と場合によります。】
最近、犯罪者が裁判所を利用し、金銭を請求してくる事例もあり、無視すると存在しない債権が確定してしまいます。裁判所などから書類が届いた場合は、念のために消費生活センターなどへ問い合わせてみましょう。

【8. 子どもから電話番号が変わったと電話があったら…】
子どもの昔の電話にかけたり、メールで確認をとった方が安心です。劇場型詐欺の最初にこのような電話があった事例があります。

【9. 迷ったり、困ったら、1人で悩まずに、まずは相談しましょう。】
わからないことや、覚えのない事での電話に困ったら、1人で判断せずに家族や消費生活センター・警察に相談しましょう。他の人に相談させずに契約を急がせる手口もあります。

県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999
役場相談窓口
または消費者ホットライン 188(いやや!)

知っていますか? クーリング・オフ

●クーリング・オフができる期間は

【訪問販売、電話勧誘販売…書面を受け取った日から8日以内】
【連鎖販売取引(マルチ商法)…書面を受け取った日から20日以内】
クーリング・オフは、電話ではなく内容証明郵便やはがき(コピーを取って簡易書留にすること)など、必ず書面で行います。
また、クーリング・オフができる商品や権利、サービスは法律で定められています。
詳しくは、お問い合わせください。

右記申込を撤回(契約を解除)します。

| | |
|---------|-------------|
| 申込(契約)日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| 販売会社名 | 〇〇〇〇〇 |
| 商品名 | 〇〇〇〇〇 |
| 担当者名 | 〇〇〇〇〇 |

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

申本 太郎 〇〇番地

※はがきはコピーをとって保管してください
※クレジット利用のときは信販会社にも出すこと

情報公開・行政情報

情報公開制度

問 総務課総務・人事グループ ☎62-0555

この制度は、町民の知る権利を尊重し、町の諸活動を説明する責務を全うすることにより、町政への町民参加と信頼を確保し、より開かれた町政の確立を目指すものです。

●請求できる方

どなたでも公文書の公開や写しの請求をすることができます。

●公文書公開を実施する機関(実施機関)

- ・町長
- ・消防長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・監査委員
- ・議会
- ・病院事業管理者
- ・土地開発公社

●請求の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルムと電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの。

●公文書の公開請求をしたいときは

請求書を総務課に提出してください。(郵便可)
公文書の公開請求があったときは、請求を受理したときから起算して原則15日以内に請求に対する決定をし、請求者に文書で通知します。
閲覧は、無料です。
写しの作成に要する費用は白黒1枚5円(A3の大きさまで)です。別途、写し送付に際して郵送料をいただく場合があります。
閲覧時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は休み)です。

●非開示の決定に不服があるとき

非開示などの決定に不服がある場合は、実施機関に審査請求をすることができます。
この審査請求について、実施機関は公平な第三者機関である情報公開審査会の意見を聴いて、再度開示するかどうかを決定します。

議会

問 議会事務局 ☎67-7261

町議会

●議会運営の流れ

町議会は、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

町議会で開かれる会議には、本会議と委員会があります。

本会議

町長から提出される議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が町の事務について質問したり意見を述べたりする一般質問が行われます。

委員会

議会の最終的な決定は、本会議で行われます。また、案件を効率的、専門的に審査するために委員会が設けられています。

委員会には、常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があり、また、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

●請願・陳情

請願や陳情は、地方公共団体の機関に対して要望などを行うもので、誰でも提出することができます。

請願しようとする方は、串本町議会議長宛に提出してください。請願には、1人以上の議員の紹介が必要です。

陳情は、請願に準じて行ってください。陳情には紹介議員は必要ありません。

なお請願書・陳情書には、趣旨、提出年月日、住所、提出者の署名又は記名押印が必要です。詳しいことは議会事務局にお問い合わせください。

●傍聴

本会議の傍聴

本会議は、どなたでも傍聴できます。通常、本会議は午前9時30分に開きます。定員は27人です。

本会議の傍聴方法

傍聴の申請は、本会議の開かれる日に、串本町役場2階までお越しください。

受付で傍聴申込書に「住所」「氏名」を記入してください。詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

委員会の傍聴

委員会の傍聴は、本会議と異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望する方は、事前に議会事務局まで申し出てください。

農地と農業振興

農地の権利移動・転用

問 農業委員会事務局(産業課) ☎62-0558

農地(休耕地、耕作放棄地なども農地に含まれます)を売買・貸借したり宅地などに転用したりするときは、全て農地法で一定の規制が設けられています。

農地を耕作目的で取得したり、借り受けたりする場合は、町農業委員会の許可が必要です。

また、町内の農地を住宅、倉庫、駐車場など農地以外の用途に転用する場合も、町農業委員会や県知事または農林水産大臣の許可が必要です。

これらの許可を受けないで行った農地の権利移動・転用は法的な効力がなく、復元を命じられることもありますので、ご注意ください。

農業振興地域制度

問 産業課農林水産グループ ☎62-0558

優良農地について農用地区域を定め、その区域内では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基礎となる農用地などの確保を図っています。

農業用施設(農道、水路、農機具庫など)以外の目的で農地を転用しようとする場合は「農用地除外」といわれる手続きが必要となります。

有害鳥獣捕獲制度

問 産業課農林水産グループ ☎62-0558

侵入防止柵などによる適切な防除対策によっても野生鳥獣による農作物被害等が防止できない場合、被害届書の提出をもとに町が有害鳥獣として捕獲を許可します。捕獲については、町の許可を受けた猟友会員が従事します。



生涯学習・文化・スポーツ

串本町図書館

問 図書館 ☎62-4653

ご利用案内

●開館時間

9時～17時15分

●休館日

毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日も休館)

毎月末日(末日が月曜日の場合は翌月1日)

祝日

年末年始(12月29日～1月4日)

●住所

〒649-3503 串本町串本2367

●貸出期間

2週間

●貸出冊数

1人5冊まで

●貸出方法

希望する本を出入口前のカウンターまでご持参ください。

●初めてご利用について

申込書に必要事項を記入していただきますのでカウンターまでお越しください。

●全蔵書冊数

47,868冊(令和2年3月末現在)

・古座分庁舎においても一部書籍の貸出を行っております。新聞

毎日新聞 朝日新聞 読売新聞 報知新聞 日経新聞

産経新聞 熊野新聞 紀伊民報

雑誌

文藝春秋、婦人公論、ESSE、くりま、暮らしの手帖、芸術新潮、AERA、SUMAIノSEKKEI、日経PC21、スクリーン、文藝春秋(季刊)、With、きょうの健康、CREAトラベラー、LEE、Newton

●毎月第2土曜日の午前10時から「よみきかせ会」を開催中!

●各地区を巡回して貸出を行う自動車文庫も毎月実施中です!

スポーツ

問 教育委員会教育課社会教育グループ ☎67-7260

串本町体育協会

串本町体育協会は、主に成人のスポーツ活動を通じて、体力づくりをはじめ、競技力の向上、仲間づくり、スポーツの普及を目的とする団体です。各競技部に分かれて練習・大会等を行っています。

所属競技部:バドミントン、ソフトテニス、卓球、武道、南端RC、バレーボール、軟式野球、レクリエーション、ソフトバレーボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ、フットサル、健康太極拳など

・活動内容のお問い合わせ、入会のご相談については、各代表者と相談させていただきますので事務局(教育委員会教育課)にご連絡ください。

●町民大運動会

町民が気軽にスポーツ、レクリエーションに親しみ、町民相互の親睦ならびに健康で活力あるまちづくりとして、毎年11月に実施しています。

串本町スポーツ少年団

串本町スポーツ少年団は、スポーツを通じて青少年の健全育成・仲間づくりを目的とし、単位スポーツ少年団に分かれて活動が行われています。登録にあたっては日本スポーツ少年団の規定に基づいて登録する必要があります。競技:サッカー、剣道、軟式野球、バレーボール、ソフトテニスなど

・活動内容のお問い合わせ・入団のご相談については、各団体代表者と相談させていただきますので、事務局(教育委員会教育課)にご連絡ください。

次ページに続く



スポーツ施設

- ・串本町総合運動公園(野球場、テニスコート、多目的グラウンド、雨天練習場、イベント広場、B&G海洋センター)
- ・串本町立体育館
- ・串本町武道館
- ・旧田並・錦富小学校体育館
- ・旧和深・大島・田原中学校体育館
- ・串本町営テニスコート
- ・田原若者広場
- ・串本町民グラウンド
- ・大島プール

●串本町総合運動公園多目的グラウンド、野球場、雨天練習場、テニスコート、イベント広場、トレーニングジム、プール

本州最南端の温暖な気候と美しい自然を生かした総合運動公園です。

野球場と多目的グラウンドは、天然芝(ティフトン芝)で、それぞれ約2,000人の観客収容が可能です。

多目的グラウンドには、更衣室、シャワー室、会議室の機能を備えたクラブハウスがあり、サッカー、陸上競技などを中心とした競技を実施しています。

テニスコートは、人工芝(砂入り)コートで8面あり、夜間照明と更衣室、シャワー室を完備しています。

【問い合わせ先】

串本町B&G海洋センター ☎62-5540

文化

問 教育委員会教育課社会教育グループ ☎67-7260

公民館教室

串本町公民館では、町民のみなさまに有意義な余暇を過ごしていただくために、生涯教育の一環として、各種教室を開講しています。また、毎年11月に「町民総合展」を開催しています。

その他生涯学習事業

問 教育委員会教育課社会教育グループ ☎67-7260

成人教育講座

成人に対する学習の機会を拡大すると共に、人権学習をはじめ社会的課題に即した学習の展開を図る。

また、学習の場への積極的な参画を促し、生涯学習(成人教育)の重要性を認識し、人々が豊かな心で充実した生活や、人々の繋がりや輪を広げ地域の活性化や地域コミュニティの場を拓けるきっかけづくりを図る。

成人式

20歳を迎える町内に住所を有する方、当町の出生者で親が町内に住所を有し、対象者が町外に就職及び就学している方を対象に、例年1月3日に実施しています。



各課の紹介

各課及び関連施設一覧

問 役場代表番号

☎62-0555 FAX62-4977

●1F

| | | |
|------------------------|--|--------------------|
| 住民課 | 住民票、戸籍、マイナンバー関係 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療 ごみ処理、墓地、浄化槽 | 62-0561 67-7217 |
| 税務課 | 徴税、各種保険料、町税等の支払い、税関係証明書 | 62-0586 |
| 福祉課 | 介護保険、高齢者の福祉、障がい者の福祉、ひきこもり者支援 生活保護、生活困窮者自立支援、民生委員・児童委員 | 62-0562 |
| 福祉課(保健センター) | | 62-6206 |
| 福祉課 (子育て世代包括支援センター) | 成人の保健、母子の保健 | 67-7007 |
| 福祉課(地域包括支援センター) | 総合相談、認知症、高齢者虐待、成年後見制度、介護予防 | 62-6005 |
| こども未来課 | こども園、保育所、子育て支援、児童虐待 児童手当、児童扶養手当、学童保育 | 67-7027 |
| 会計課 | 町の公金の支払い | 62-0590 |
| 水道課 | 水道料金、開栓、閉栓、なんたん水 | 67-7218 |
| 衛生施設事務組合 | 可燃ごみ処理施設、し尿処理施設 | 67-7225 |

●2F

| | | |
|-------|---|--------------------|
| 総務課 | 人事、地縁団体、条例など 町営住宅、町の財産管理、防災・防犯対策 選挙管理委員会、監査 | 62-0555 |
| 企画課 | 地域振興、広報 予算編成・運用 コミュニティバス、統計 | 62-0556 |
| 産業課 | 商工、観光、消費者相談 農林水産業、農業委員会 | 62-0557 62-0558 |
| 建設課 | 町道、工事、都市計画、入札、下水道 地籍調査 | 67-7262 |
| 教育課 | 教育委員会、小中学校、生涯学習、公民館、小中学校等の施設の管理 | 67-7260 |
| 議会事務局 | 議会運営 | 67-7261 |

●庁舎外

| | |
|----------------------|---------|
| 田原連絡所 | 74-0200 |
| 大島連絡所(紀伊大島開発総合センター内) | 65-0221 |
| 和深連絡所(和深公民館内) | 67-0004 |
| 串本町消防本部 | 62-0119 |
| 串本消防署 | 62-0119 |
| 古座消防署 | 72-0119 |
| くしもと町立病院 | 62-7111 |
| 和深総合センター | 67-0174 |
| リサイクルセンター | 66-0629 |
| 宝嶋クリーンセンター | 74-0017 |
| 串本町文化センター | 62-0006 |
| 総合運動公園(串本町B&G海洋センター) | 62-5540 |
| 串本町図書館 | 62-4653 |
| 古座図書室 | 67-7260 |
| 串本町学校給食センター | 67-7151 |

☎串本町の市外局番は0735です



串本町医療機関・薬局一覧

※50音順

市外局番(0735)

医科医院

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|-----------|----------|
| 稲生医院 | 串本1735-52 | ☎62-3811 |
| 榎本クリニック | 西向122-3 | ☎72-3530 |
| 覚前医院 | 和深838 | ☎67-0077 |
| 覚前医院 田並診療所 | 田並942-2 | ☎66-0323 |
| 鎌田医院 | 潮岬3143 | ☎62-2526 |
| 串本有田病院 | 有田499-1 | ☎66-1021 |
| くしもと町立病院 | サンゴ台691-7 | ☎62-7111 |
| 串本リハビリテーションセンター | 串本259-6 | ☎62-3600 |
| けんゆうクリニック | 串本1790 | ☎62-5080 |
| こしみちクリニック | 鬮野川1356-4 | ☎67-7785 |
| 潮岬病院 | 潮岬417 | ☎62-0888 |
| すぎ内科心療内科クリニック | 串本1929 | ☎62-0153 |
| 辻内医院 | 串本2281 | ☎69-2211 |
| にしき園診療所 | 二色160 | ☎62-5165 |
| みさきメンタルクリニック | 串本2113-2 | ☎69-2888 |
| やもとクリニック | 上野山191 | ☎72-3388 |

歯科医院

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|--------------|----------|
| 岩井歯科医院 | 中湊451 | ☎72-0623 |
| 川端歯科医院 | 串本1734-7 | ☎62-0065 |
| 小森歯科医院 | 串本1735-15 | ☎62-0707 |
| 小山歯科医院 | 串本40-46 | ☎62-0363 |
| サンゴ台デンタルセンターいわたに | サンゴ台1060-252 | ☎67-7835 |
| 日高歯科医院 | 西向238-2 | ☎72-0358 |

薬局

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|-----------|----------|
| きのした薬局 | 西向837 | ☎72-0199 |
| 有限会社ササヤ薬局 | 串本1547-2 | ☎62-0338 |
| さんご薬局 | サンゴ台691-7 | ☎69-1122 |
| サンライトげんき薬局 串本店 | 串本1791-1 | ☎62-7077 |
| 中根薬局 | 串本2098 | ☎62-4861 |
| ひがし薬局 | 中湊495 | ☎72-0126 |
| みさき薬局 | 上野山209 | ☎72-6010 |



かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう！

串本町商工会

商工会とは…

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1649(令和2年4月現在)の商工会があり、約80万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

商工会の2大事業

事業者の
経営改善

地域社会の
発展



経営支援

さまざまな面から経営をサポートします。商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地域のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざっくばらんにお話してみませんか？

地域振興・まちづくり

地域を元気にするには？あなたのまちから全国へ、地域のイイモノ発信します！地域の“強み”を発信する、商工会ならではの地域活性化プロジェクトがあります。

税務・経理

税務申告や経理もおまかせください。

「税金っていろいろ控除があるみたいだけど…」 「青色申告制度ってなに？」など、みなさまのさまざまなお悩みに対し、帳票の付け方から決算、申告の仕方まで、丁寧にサポートいたします。



労務・共済制度

従業員や経営者のもしもの備えは？福利厚生を備えて日々の事業・業務に安心を。

販路開拓支援・情報発信

商品やサービスをもっとPRしたい！販路拡大にチャレンジしませんか？

折角お持ちの素晴らしい商品やサービス。でも知らず知らず努力をしなければ、宝の持ちぐされです。商工会では、全国の消費者にイイモノをもっとPRしたい事業者のみなさまをお手伝いします。

青年部・女性部ほか

人脈作りはできる？地域のネットワークが広がります。

お問い合わせ先

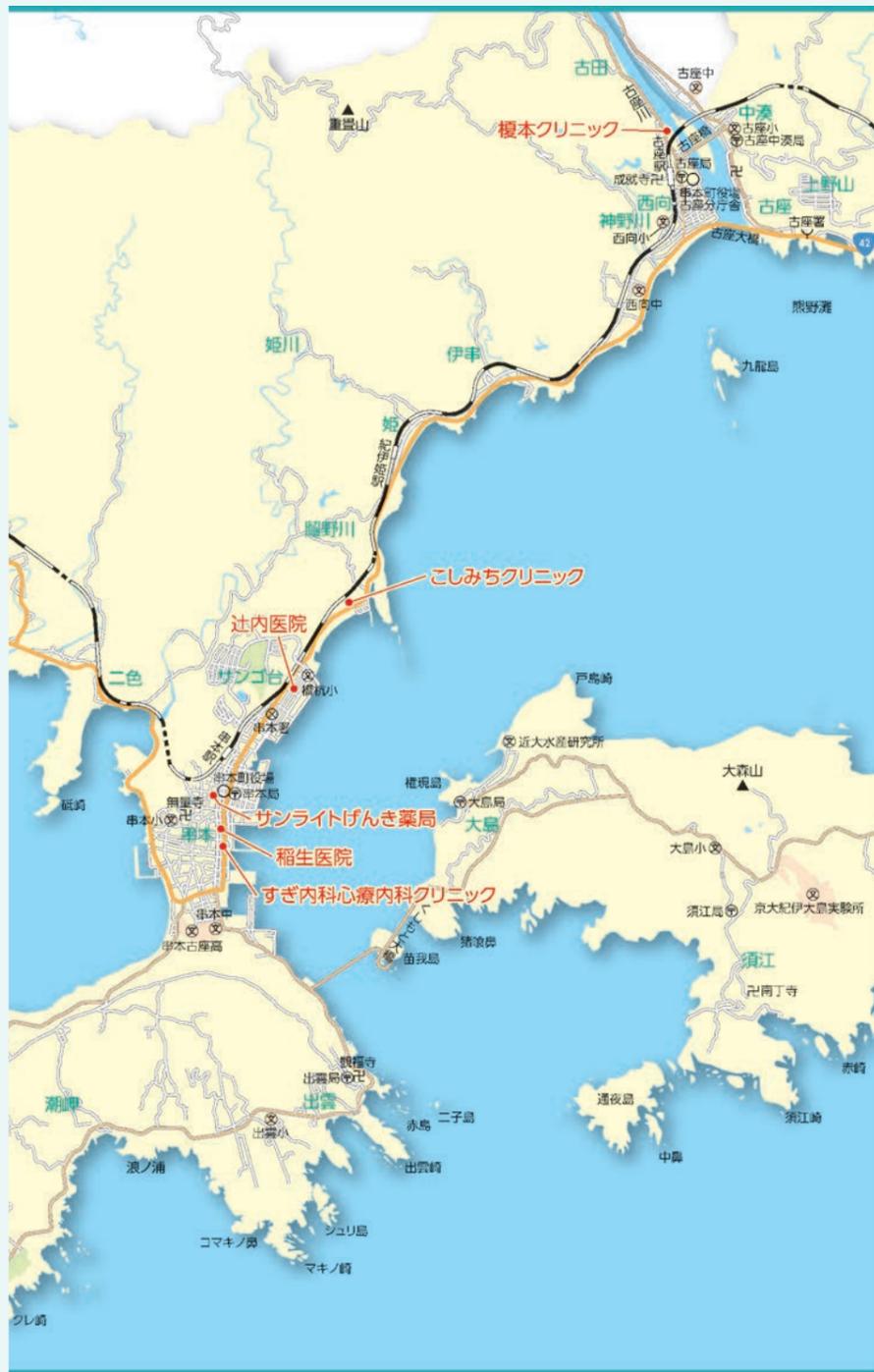


串本町商工会

〒649-3503 串本町串本2410
TEL. 0735-62-0044 FAX. 0735-62-1285
☎ <https://kushimoto-shokokai.com/>



串本町健康マップ



処方せん調剤・在宅医療
 地域を照らす灯りとなる薬局へ
サンライトげんき薬局 串本店
 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本1791-1
 TEL 0735-62-7077 FAX 0735-62-7033

..... 気持ちよく
 眠りにつくために

寝る前にリラックスタイムをもとう
 お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと
 入って。寝つきの悪い人は、軽い読書や
 マッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮め
 る香りを利用するなど、「お休みの習慣」
 を自分なりに工夫してみましょう。

稲生医院
 胃腸内科・内科・外科

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 午前9:00~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 午後3:00~6:00 | ● | ● | ● | ／ | ● | ／ |

※ただし受付時間は午前11:30まで 午後5:45まで
 ※休診 木・土曜午後、日曜・祝日
 串本町串本1735-52
TEL (0735)-62-3811

内科・胃腸内科・消化器内科
 循環器内科・小児科

辻内医院
 TSUJUCHI

串本町串本2281
☎0735-69-2211

覚前医院 内科・循環器内科

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 午前8:30~12:00 | ● | — | ● | — | ● | — |

※受付は30分前からです。
 串本町和深838 TEL(0735)-67-0077

覚前医院 田並診療所 循環器内科・内科

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 午前8:30~12:00 | — | ● | — | ● | — | ● |

※受付は30分前からです。
 串本町田並942 TEL(0735)-66-0323

榎本クリニック

| 診察時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| AM8:30~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| PM2:00~5:00 | ● | ● | ／ | ● | ● | ／ |

日曜・祝日休診
 串本町西向122-3
TEL (0735)-72-3530

鎌田医院

串本町潮岬3143
☎(0735)62-2526

すぎ内科心療内科クリニック
 精神科・心療内科・内科

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 午前8:30~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ※ |
| 午後2:00~5:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ／ |

※土曜の診療は月1回(主に第1週)
 予約制(午前は再診のみ) 初診は必ず事前予約をして下さい。
 《休診日》土曜午後・日曜・祝日と水・木・土に不定休有り
 串本町串本1929番地
TEL (0735)-62-0153

脳神経外科・内科・整形外科
 リハビリテーション科

こしみちクリニック

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日祝 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 午前診 9:00~12:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ／ | ／ |
| 午後診 15:00~18:00 | ○ | ○ | ○ | ／ | ○ | ／ | ／ |

串本町蘭野川1356-4
☎0735-67-7785

生活ガイド

生活ガイド

リフォームの基礎知識



自分で見つける危険な症状

あなたの
お家は大丈夫? **耐震チェック**

間取りや構造によって差はありますが、
在来工法で建てられた住宅の代表的な
例をもとに10の項目を挙げました。

- 1 昭和56年度以前の建物である
(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります)
- 2 基礎にひび割れがある
- 3 地盤が危険だと感じる
- 4 基礎が鉄筋コンクリート造ではない
- 5 必要な手続きを行わずに増築している
- 6 大きな吹き抜けがある
- 7 室内の床が傾いている
- 8 屋根には重い建材を使用している
- 9 過去に大きな災害に見舞われたことがある
- 10 壁の量が少ない
(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です)

給排水衛生設備
一般土木
污水浄化装置
設計施工・各種ポンプ

(有)泉水道工業

串本町古座1035-11
☎72-2508(事務所)
☎72-0536(自宅)

室内装飾一式
一級技能士

山田内装

☎0735(62)5430
FAX0735(65)3355
串本町高富785-19

リフォームの進め方とポイント

- STEP.1 具体的な計画をたてる**
- 時期、期間は?
 - 予算は?
- リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。
- STEP.2 事業者を決める～契約する**
- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか?
 - 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か?
 - 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか?
- 契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の
資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。
- STEP.3 着工**
- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か?
 - 工程表に基づいて進んでいるか?
 - 変更・追加などが発生していないか?
- 定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。
また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。
- STEP.4 着工後**
- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか?
 - 今後のメンテナンスや保証先を確認したか?

リフォームの疑問

- Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか?
- A** 改装の範囲で変わっていきます
- 建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。
- Q** 満足いくリフォームのポイントは何ですか?
- A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう
- 現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事で漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。
- Q** 信頼のおける業者とは?
- A** 2~3社は候補を挙げて比較しましょう
- 費用の安さで決めずに契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
 - 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
 - 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
 - アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

給排水衛生設備工事
浄化槽設備工事
水まわりのリフォーム
クレーン作業
住宅設備機器販売
システムキッチン・ユニットバス施工等

串本町一般廃棄物収集運搬業許可

有限会社 谷工業所

串本町二色576
☎(0735)62-5381(代)

リフォーム・新築工事

松原大工

串本町田並888
TEL 0735-66-0340
FAX 0735-67-7089
串本町串本2332

木の家づくり
無垢板の温もりと美しさは
豊かな心とからだを育みます

建築用 紀州材と
空目や節の美しい
テーブル・カウンター用盤の店

いなぶ しょうてん
(株)稲生商店

店舗、ご家庭用にDIY用の木材など直売もしています。
紀州材利用の住宅建築には、和歌山県、串本町より補助があります
串本町高富588
☎ 0735-62-0104 ☎ 0735-62-6303
http://www.muku-inabu.com
e-mail muku.inabu.0916@kpe.biglobe.ne.jp



一般建築用材

山形材木店

山形 いつむ

串本町高富163
TEL.0735-62-2047(代)
FAX.0735-62-2243

生活ガイド

生活ガイド

愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。
「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。

エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせて、早めに交換しましょう。

ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無い点検しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などをチェックしましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



各種新車中古車販売・買取・修理・钣金・塗装

上野自動車工業

潮岬660-2
TEL 62-4837
FAX 62-2837
串本1557-23
TEL 62-1457

車検・钣金・修理

NONAKA AUTO

野中オート

串本町津荷971-1
TEL/FAX (0735) 72-1488

新車・中古車販売・車検・修理・钣金
オークション直結全車種対応

カーサービス串本

串本町串本2219
TEL/FAX 0735(62)1390

◆車検・整備 ◆钣金塗装
◆新車・中古車販売 ◆タイヤ交換
◆レッカーサービス ◆故障診断
◆RUBBER DIP ◆室内クリーニング

GLOBAL

串本町園野川1066-1
TEL/0735-62-0794
FAX/0735-62-0994

新車・中古車販売・車検・修理

CG

CAR RIZE GOTO

串本町須江1564-108
TEL.0735-65-8015
FAX.0735-65-8016
(串本店) 串本町串本2255
TEL.0735-67-7530
FAX.0735-67-7531

MRレーシング 2号店
(高価買取致します)
事故車・車検切れの車お引取り致します。
又、御希望のお車があれば車名、年式、値段をお知らせください。

串本町串本2085
TEL/FAX 0735-67-7474
携帯 080-2543-0707

各種自動車・新車 中古車販売修理

近畿運輸局長指定 民間車検工場
JAF サービス指定工場

浅井モーターズ

串本町西向320-1(古座駅前)
TEL (0735) 72-0014(代)
FAX (0735) 72-2233

钣金 塗装 コーティング ロードサービス

ちいさなキズ、ヘコミから事故処理まで何でもおまかせ下さい!!

| | |
|----------------|--------------|
| JAF ロードサービス | 塗装ブース 完備 |
| 保険修理 対応 | 四輪 アライメント |

東钣金自動車

お問合せは
TEL 0735-67-7710
串本町出雲字権現上平見1494-1

車のこと Q & A

Q 車の維持費は年間でどのくらいかかりますか?

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか?

A 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

生活ガイド

生活ガイド

葬儀の豆知識

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参加者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望しておくことも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



お葬式のマナー

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」がつきます。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを覚えておきましょう。

お香典・御花料など

| 宗教別 | 拝礼の方法 | 不祝儀袋 | 不祝儀袋の書き方 |
|-------|----------|----------------------------------|---------------------|
| 仏教 | 焼香・線香・数珠 | 白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。 | 御仏前・御霊前 御香典・御供物料 |
| 神道 | 玉串奉奠・手水 | 双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。 | 御神料・玉串料 御神饌料・御霊前 |
| キリスト教 | 献花 | 水引のしはつけない。白封筒か十字架やユリの花が描かれた不祝儀袋。 | 御花料・御ミサ料 御霊前 |
| 無宗教 | 献花など | 白黒の結び切りで、のしはつけない。 | 御花料・御霊前 などが無難 |

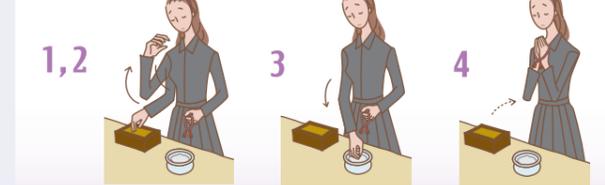
拝礼

仏式

仏式の焼香は、その香りで死者を慰め、その場の空気を清めるという意味があります。

- 1 遺族、僧侶に一礼。
- 2 抹香をつまみ、お辞儀をする形で目の高さに押しいただく。
- 3 そのまま香炉の上に持っていき、パラパラと撒くように落とす。
- 4 遺影を見つめて合掌、数珠は左手にかけたまま。
- 5 2～3歩下がり、僧侶、遺族に一礼して席に戻る。

【焼香】



神式

神道では儀式の前に「手水の儀」を行います。水をいれた手桶とひしゃくが用意されていますから、これで軽く手を洗い、口をすすいで清め、用意された懐紙でふき取ります。

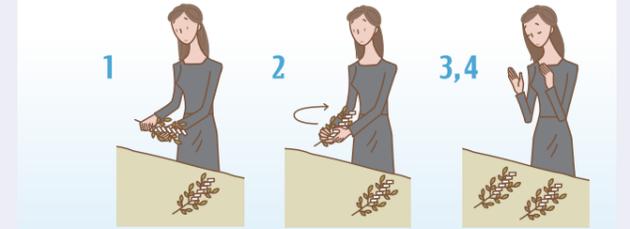
玉串奉奠では、

- 1 右手は上から枝側を、左手は下から葉先を支える形で持つ。
- 2 軽く黙礼して玉串を時計回りに回転させ根元を神前に向けて両手で供える。
- 3 2～3歩下がりがり丁寧に二拝。
- 4 音を立てずに二拍手、一拝。
- 5 2～3歩下がり、神官、遺族に一礼して席に戻る。



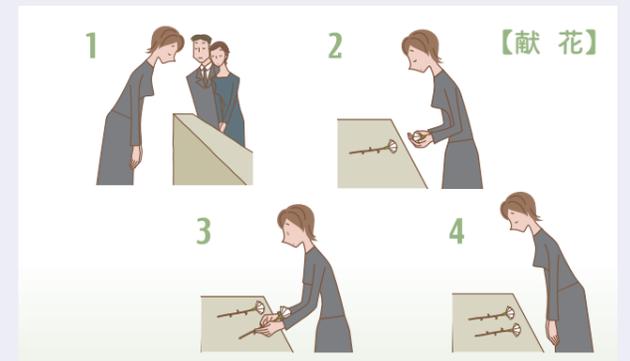
手水の儀

【玉串奉奠】



献花

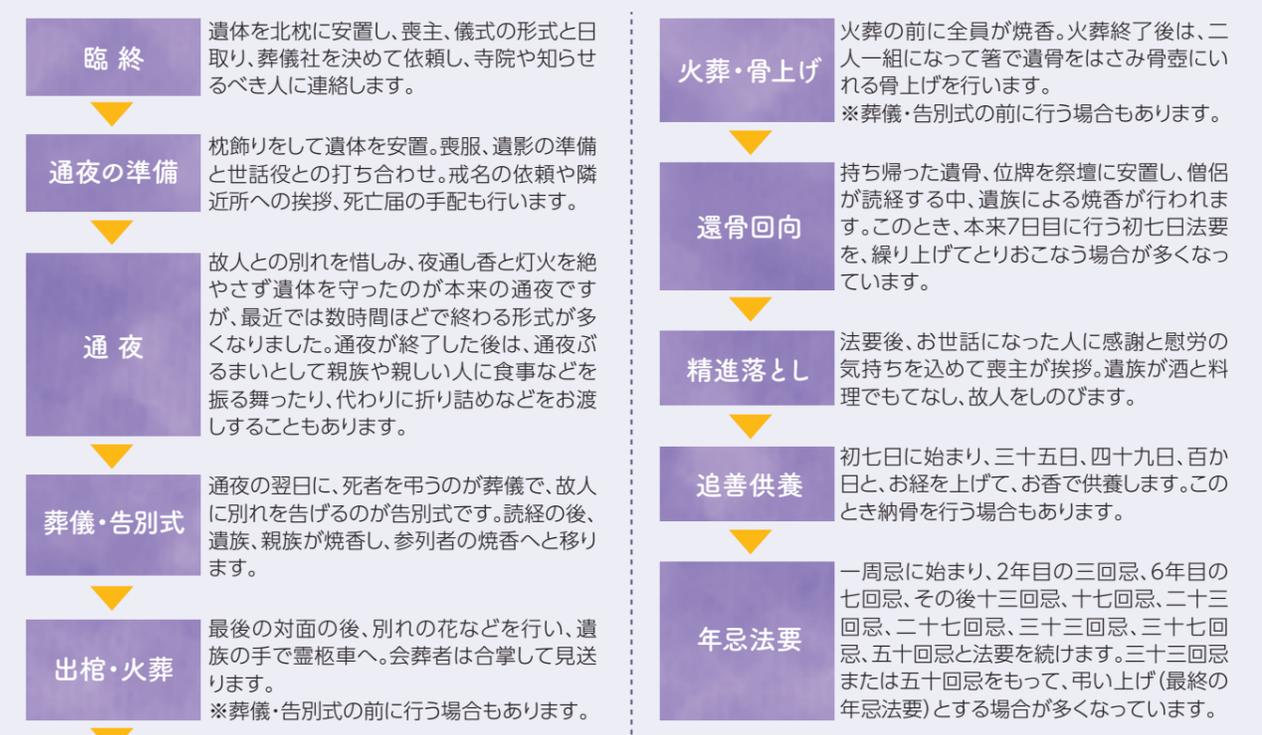
教会で行われるキリスト教の葬儀では、葬儀終了後に喪主、遺族、親族、一般の順に白い花（カーネーションや菊）を献花台に供えます。このとき茎を祭壇側に向けます。



服装

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒か肌色のストッキングを身につけて。濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のものを選びましょう。男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。

弔事の流れ ～臨終から法要まで～



1級葬祭ディレクター
有限会社 くしもと公益社
家族葬・密葬・個人葬・直葬・一般葬・社葬までありとあらゆる葬儀のご相談に応じます。

串本葬祭会館 ライトホール
串本葬祭会館 ファミリーホール

串本町串本2245
=24時間受付=
TEL: 0735-62-2603

グレースホール串本
人生の最後を厳粛に、
惜しみながら見送る。
終焉のセレモニー。
わたしたちは心を込めた
お手伝いをいたします。

グレースホール串本
☎ 0120-920-470
串本町串本2080-1 TEL 0735-62-7676(代)

本社 葬祭センター中本
古座川町高池37-6 TEL 0735-72-2398

フレッシュSHOP
麒麟屋
本州最南端の店

- 仕出し弁当 ¥540～
- 慶弔料理 ¥3,240～
- オードブル ¥3,240～
- お寿司

串本町潮岬1660-1
【営業時間】9:00～18:00 【定休日】不定休
☎ 0735-62-2140
配達できます!! 串本町

生活ガイド

生活ガイド

串本町のグルメ

味自慢、素材自慢、腕自慢、串本町にある自慢の味をご紹介!
毎日おいしい笑顔であふれる一日になれば、きっと串本町をもっと好きになるはず。

串本でマグロを食べるなら
水門まつりへ!!
2Fオーシャンビューは景色絶景です



<http://www.minatomaturi.jp>

串本町都市交流海洋施設

み な と
水 門 ま つ り

串本町串本1557-20
ご予約・お問い合わせ
0735-62-7787



店名
水門まつり



店名
よしくに




串本町くじの川1160-3
090-3277-4492
○定休日 日曜日
(ラストオーダー21:30※閉店22:00)

よしくに
Yoshikuni

当店 串本駅

お食事・割烹

精乃門の
— せいのもん —

営業時間 PM5:00~PM9:30
定休日 毎週月曜日・第3日曜日

串本町串本1735-34
TEL0735-62-5077

店名
精乃門



店名
ビーフショップまるみ



紀州の誇り
高級和牛ブランド熊野牛

ビーフショップ
まるみ

めざすは美味しいお肉の店
店頭販売なので
お客様とコミュニケーションを
取りながら販売をしています。

おすすめは焼豚!

| 本店 | 支店 |
|-----------------|-----------------|
| 串本町串本1735-27 | 串本町串本914-3 |
| 電話 0735-62-0355 | 電話 0735-62-0962 |
| 営業時間 8:00~19:00 | |
| 定休日 日曜日 | |

地元の食材を選んで地産地消

地産地消とは?

「地産地消」って聞いたことありますか。「ちさんちしょう」と読み「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

産地から消費地の距離が短い地場の食材を購入することは、輸送に使われるエネルギーを大きく減らすことができます。加えて、消費者にとっても新鮮で安心感のある食材が入手でき、地場農業の活性化、食料自給率の向上などの効果も期待されます。

旬の食材を選ぼう!

食材の生産方法や、時期によって生産に要するエネルギーには大きな差があります。たとえば、野菜をビニールハウスで加温して、本来の季節以外に収穫するには、大きなエネルギーが消費されます。

旬の食材を購入することで、そのエネルギーを削減することができます。



エコだけじゃない、地産地消のメリット

環境や自然にやさしい

地域社会づくり

地域内の資源を有効に使うことで、環境や自然に優しい地域社会をつくれます。

食料の自給率アップ

地域で生産されたものを着実に地域の消費に結びつけることで、地域レベルでの自給率向上に貢献することができます。

生産者と消費者の信頼づくり

地域の生産者と消費者が交流することで「顔が見える」関係が生まれ、お互いの理解と信頼が深まります。

地域農業・社会の活性化

農産物の消費拡大や産直などへの取組が活発になることで、農家の生産意欲や地域社会の活力を高めることができます。



編集後記

「串本町 暮らしの便利帳」は、串本町にお住まいの皆さんへ、串本町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として串本町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「串本町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、串本町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「串本町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和3年6月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- 掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



串本町 暮らしの便利帳

2021

新庁舎完成記念版

令和3年7月発行

発行

串本町役場

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690-5
TEL: 0735-62-0555

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL: 06-6766-3346

制作

株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス 阪和支店

〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4-81
TEL: 073-432-6308

※掲載している広告は、令和3年3月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



お気軽にご相談ください。
土木・建築、無料お見積り致します。

株式会社 人見建設

代表取締役 人見健一

〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1520
TEL 0735-62-7237 FAX 0735-62-6359

E-Mail hitomi33@zc.ztv.ne.jp

地域とお客様の
暮らしと共に。

73th
いつもお傍に
鈴木石油株式会社



鈴木石油 株式会社



Energy Partner's
鈴木石油株式会社

<http://www.suzuki-sekiyu.co.jp/>

【本 社】和歌山県東牟婁郡串本町串本 1764 TEL.0735-62-0701 (代) / FAX.0735-69-2059
【支 店】和歌山県新宮市佐野秋津野 625-12 TEL.0735-31-2200 (代) / FAX.0735-31-2205



詳しくはこちらの
QRコードから



【石油部】

○セルフステーション串本 TEL.0735-62-0777 ○セルフステーション新宮橋本 TEL.0735-21-7100
○セルフステーション新宮 TEL.0735-31-3507 ○新宮駅前サービスステーション TEL.0735-22-5217
(スーパーセンターオークワ南紀店敷地内)

新電力事業 (コスモでんき) カーライフ事業 (新車・中古車・カーリース) 保険事業 (生命保険・損害保険)



【プロパン部】

○串本LPG営業所 TEL.0735-62-1008
○新宮LPG営業所 TEL.0735-31-2200
○新宮LPG充填所 TEL.0735-31-7276

ホームライフ事業 (リフォーム・住設・家電)